

障がい者福祉のしおり

令和7年4月

大 分 県



「障がい者福祉のしおり」について

大分県には、約10万人（県人口の約9.3%）の障がいのある方が、様々なサービスや支援を利用しながら、家庭や施設などで暮らしています。

県は、障がいのある方が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりを目指して、各種の施策を進めており、福祉・雇用・医療・年金などの障がい福祉施策の概要をこの冊子にまとめました。

活用いただければ幸いです。また、詳細については、遠慮なくそれぞれの問い合わせ先にご相談ください。

令和7年4月

大分県福祉保健部障害福祉課長

障害者社会参加推進室長

※今年度からデジタル化推進のため、最新の事業所一覧をホームページに掲載するようになりましたのでご活用ください。

<https://www.pref.oita.jp/site/shiori/>



大分県内施設・事業所一覧



目次

凡例

身:身体障がいに関する項目

知:知的障がいに関する項目

精:精神障がいに関する項目

難:難病患者に関する項目

※施設・事業所・医療機関についてはR7年度よりホームページで掲載しています

障がい者・児、難病患者に対するサービス	身 知 精 難	…	1-2
地域生活支援事業	身 知 精 難	…	3
障がいのある児童が利用できる主なサービス	身 知 精 難	…	4-5

1 相談窓口

1	県障害福祉課/障害者社会参加推進室/健康政策・感染症対策課	身 知 精 難	…	6
2	こころとからだの相談支援センター	身 知 精	…	6
3	児童相談所	身 知 精	…	6
4	保健所	身 知 精 難	…	6
5	市役所・町村役場	身 知 精 難	…	6
6	市町村教育委員会	身 知 精	…	6
7	県・市町村社会福祉協議会	知 精	…	7
8	民生委員・児童委員	身 知 精	…	8
9	身体障害者相談員	身	…	8
10	知的障害者相談員	知	…	8
11	大分県身体障害者福祉センター	身 知 精	…	8
12	大分県聴覚障害者センター	身	…	8
13	大分県発達障がい者支援センター	知 精	…	8
14	大分県精神科救急情報センター	精	…	8
15	大分いのちの電話	身 知 精 難	…	9
16	てんかん支援拠点病院	精	…	9
17	高次脳機能障がい支援拠点機関	精	…	9
18	大分県難病相談・支援センター	難	…	9
19	大分県社会福祉介護研修センター	身	…	9
20	認知症疾患医療センター	精	…	10
21	認知症の人と家族の会大分県支部	精	…	10
22	若年性認知症支援コーディネーター	身 知 精 難	…	10
23	大分県地域生活定着支援センター	身 知 精	…	10
24	指定相談支援事業所	身 知 精	…	11
25	基幹相談支援センター	身 知 精	…	11-12
26	障がい者の虐待通報窓口	身 知 精	…	13
27	大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター	身 知 精	…	13
28	各サービス事業所の苦情解決相談員	身 知 精	…	14
29	福祉サービス運営適正化委員会	身 知 精	…	14
30	障害者就業・生活支援センター	身 知 精 難	…	14
31	おおいた障がい者芸術文化支援センター	身 知 精	…	14
32	障がい者結婚相談所	身	…	14
33	地域における療育等の相談支援	身 知	…	15
34	大分県医療的ケア児支援センター	身 知	…	15
35	医療的ケア児等コーディネーター	身 知	…	16
36	親なきあと相談室	身 知 精	…	16
37	障がいのある方や家族等の団体	身 知 精 難	…	16

2 手帳等

1	身体障害者手帳・	身	...	17
2	療育手帳・	知	...	18
3	精神障害者保健福祉手帳・	精	...	19
4	相談支援ファイル・	身 知 精	...	20

3 障害福祉サービス

1	補装具費の支給・		...	21
2	日常生活用具給付等・	身 知 精 難	...	22-23
3	居宅介護（ホームヘルプ）・	身 知 精 難	...	24
4	重度訪問介護・	身 知 精 難	...	24
5	行動援護・	知 精 難	...	24
6	同行援護・	身 難	...	24
7	重度障害者等包括支援・	身 知 精 難	...	24
8	自立生活援助・	身 知 精 難	...	24
9	短期入所（ショートステイ）・	身 知 精 難	...	24
10	移動支援・	身 知 精 難	...	25
11	日中一時支援・	身 知 精 難	...	25
12	生活訓練等・	身	...	25
13	身体障がい者巡回相談・	身	...	25
14	県営住宅への入居・	身 知 精	...	25
15	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）・	身 知 精	...	26
16	巡回療育相談・	身 知	...	26
17	地域における療育等の相談支援・	身 知	...	26
18	障がい児保育等・	身 知	...	26
19	盲児、ろうあ児等専門支援・	身	...	26
20	軽度・中度聴覚障がい児支援・	身	...	26

4 医療

1	健康診査・	身 知	...	27
2	自立支援医療制度・	身 精	...	27-28
3	重度心身障がい者医療費助成制度・	身 知 精	...	29
4	後期高齢者医療制度・	身 知 精	...	30

5 手当・年金・給付金等

1	各種手当・年金等・	身 知 精	...	31
2	生活福祉資金の貸付・	身 知 精 難	...	32-33
3	心身障害者扶養共済制度・	身 知 精	...	34
4	児童発達支援の利用者負担の助成・	身 知 精	...	34
5	住宅改造に要する経費助成・	身 知 精	...	35
6	自動車改造に要する経費助成・	身	...	35
7	自動車運転免許取得に要する経費助成・	身	...	35

6 税の控除・減免

1	各種税・	身 知 精	...	36-38
---	----------------	-------	-----	-------

7 交通運賃・公共料金等の割引

1	交通運賃の割引・	身 知 精	...	39-41
2	公共料金等の割引・	身 知 精	...	42-44

8 雇用・就労支援

1	雇用の状況	身 知 精	…	45
2	職業の紹介	身 知 精 難	…	45
3	トライアル雇用（試行雇用）	身 知 精 難	…	45
4	職業訓練	身 知 精 難	…	46
5	職場適応訓練	身 知 精 難	…	47
6	障害者職業センター	身 知 精 難	…	47
7	障害者就業・生活支援センター	身 知 精 難	…	47
8	（公財）大分県総合雇用推進協会	身 知 精 難	…	47

9 学校教育

1	障がいの状態や教育的ニーズに応じた多様な学びの場	身 知	…	48-49
2	各種相談	身 知	…	49

10 社会参加の促進

1	障がいのある方にやさしいまちづくり	身 知 精	…	50
2	ヘルプマーク、ヘルプカード	身 知 精 難	…	51
3	車いすマーク駐車場の適正利用の促進	身 知 精	…	51
4	「駐車禁止除外指定車標章」の交付	身 知 精	…	52
5	「肢体不自由の障がいのある運転手等」の保護	身	…	53
6	身体障害者補助犬の貸与	身	…	53
7	芸術文化の振興	身 知 精	…	54
8	スポーツの振興	身 知 精	…	55
9	各種奉仕員等の養成、派遣	身	…	56
10	療育キャンプ	身 知	…	56
11	点字図書・録音図書の貸出・閲覧	身	…	56
12	字幕入りDVD等の貸出・閲覧	身	…	56
13	選挙における投票環境	身 知 精	…	57

11 施設・事業所・医療機関

	各種施設（事業所）一覧		…	58
1	社会参加に関すること		…	59
	ア 視覚障害者情報提供施設	身	…	
	イ 聴覚障害者情報提供施設	身	…	
	ウ 身体障害者福祉センター	身 知 精	…	
2	障がいのある子どもに関すること			60
	ア 児童発達支援センター	身 知 精		
	イ 福祉型障害児入所施設	身 知 精		
	ウ 医療型障害児入所施設	身 知		
	エ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関	身 知		
	オ 児童発達支援事業所	身 知 精		
	カ 放課後等デイサービス事業所	身 知 精		
	キ 保育所等訪問支援事業所	身 知 精		
	ク 居宅訪問型児童発達支援事業所	身 知 精		

} HP

11 施設・事業所・医療機関

3	居住に関すること				...	61
	ア 障害者支援施設	身	知	精	難	
	イ 共同生活援助事業所	身	知	精	難	
	ウ 宿泊型自立訓練施設		知	精	難	
	エ 自立生活援助事業所	身	知	精	難	
	オ 福祉ホーム	身	知			
4	介護に関すること				...	61
	ア 療養介護施設	身	知	精	難	
	イ 生活介護事業所	身	知	精	難	
5	訓練等に関すること				...	63
	ア 自立訓練（生活訓練）事業所		知	精	難	
	イ 自立訓練（機能訓練）事業所	身			難	
	ウ 地域活動支援センター	身	知	精		
6	就労に関すること				...	61-62
	ア 就労移行支援事業所	身	知	精	難	
	イ 就労継続支援（A型・B型）事業所	身	知	精	難	
	ウ 就労定着支援事業所	身	知	精	難	HP
7	救護に関すること				...	65
	ア 救護施設	身	知	精		
8	その他指定事業所				...	62
	ア 居宅介護事業所	身	知	精	難	
	イ 重度訪問介護事業所	身	知	精	難	
	ウ 行動援護事業所	身	知	精	難	
	エ 同行援護事業所	身	知	精	難	
	オ 短期入所事業所	身	知	精	難	
	カ 共同生活援助事業所	身	知	精	難	
	キ 指定特定相談支援事業所	身	知	精	難	
	ク 指定一般相談支援事業所	身	知	精	難	
	ケ 指定障害児相談支援事業所	身	知	精	難	
9	自立支援医療の指定医療機関					
	ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関など	身			...	66-73
	イ 精神通院医療を担当する指定医療機関など			精	...	74-82

12 資料編

表1	県・市の担当機関	
	ア 県の担当課	83
	イ ところとからだの相談支援センター	83
	ウ 児童相談所	83
	エ 保健所	84
	オ 市町村	84
	カ 市町村教育委員会	85
表2	障がい者関係団体	86-88
表3	地域で活動する当事者団体等	89-90
表4	医療的ケア児等コーディネーター	91-93
表5	障がい者スポーツ団体	94-95
表6	身体障害者障害程度等級表	96-98
表7	障害者総合支援法の対象疾病一覧	99-106
	大分県障がい者計画	107
	大分県手話言語条例	108-109
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	110

12 資料編

大分あったか・はーと駐車場利用証制度	111-112
ヘルプマーク	113-114
大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター	115
様々な子育て支援サービス	116
障がい者向け本の宅配貸出サービス	117
障がい者歯科診療所	118-119
県民安全・安心メール	120
おおいた防災アプリ	121-122
大分県警察「まもめーる」	123
福祉車両を配車しているタクシー事業者等	HP

障がい者・児、難病患者に対する各サービス

サービスは、個々の障がいのある人々の支援の必要性や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

■ 福祉サービスに係る自立支援給付の概要 《主な施設・事業所・医療機関はホームページを参照》

サービス種別		サービスの概要
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) (P23)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護 (P23)	重度の肢体不自由者又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護 (P23)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護 (P23)	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対して、外出時などに、移動に必要な情報提供(代筆、代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 (P23)	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所(ショートステイ) (P23)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をします。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的な活動や生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケアなど)	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	自立訓練(機能訓練)	自立した生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のためにリハビリなどを行います。
	自立訓練(生活訓練) (P24)	自立した生活や社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のための訓練などを行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型)	一般企業等で働くことが困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(B型)	一般企業等で働くことが困難な人に働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約なし)
	就労定着支援	一般企業等で働くようになった人に、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
	自立生活援助 (P23)	施設や共同生活援助等を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的な居宅訪問を行うとともに、相談・要請に対しては、電話等による随時の対応も行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。

サービス種別		サービスの概要
相談支援	基本相談支援	地域の障がい者福祉に関する問題などについて、相談に応じ、情報の提供、助言や市町村との連絡調整などを行います。
	地域相談支援 (地域移行支援)	施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者の地域生活への移行に向け、必要な相談や福祉サービス事業所への同行支援などを行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅で単身で生活する障がい者などと常時連絡が取れる体制を確保するとともに、緊急時の相談などを行います。
	計画相談支援 (サービス利用支援)	障害福祉サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類などを定めたサービス等利用計画の作成や事業者との連絡調整などを行います。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	障害福祉サービスの利用状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、計画の変更や事業者との連絡調整などを行います。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

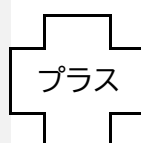
事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護※
生活介護
自立訓練(機能訓練・生活訓練)
就労移行支援
就労継続支援(A型＝雇用、B型)
地域活動支援センター(地域生活支援事業)



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援
又は
居住支援 (グループホーム、福祉ホームの機能)

※ 療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

この事業は、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能であり、市町村及び都道府県は、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効果的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお問い合わせください。

■ 市町村事業の事業名と内容

相談支援事業	(1) 相談支援 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 (2) 市町村に基幹相談支援センターを設置(P11参照) 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制強化の取り組み等を行います。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。(P21～22参照)
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。(P24参照)
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などがあります。

■ 都道府県事業の事業名と内容

専門性の高い相談支援事業	発達障がい、高次脳機能障がいなどの障がいについて、特に専門性の高い相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、オストメイト社会適応訓練、音声機能障がい者発声訓練、手話通訳者設置などがあります。 また、サービス・相談支援者などへの研修事業等を行います。

障がいのある児童が利用できる主なサービス

児童福祉法に基づく障害児通所・施設入所支援（障がい児のみを対象とするサービス）及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス・地域生活支援事業（障がい児・者を対象とするサービス）に規定するサービスのうち、障がいのある児童が利用できるものには以下のようなものがあります。利用にあたっては、お住まいの市町村にお問い合わせください。《主な施設・事業所・医療機関はホームページ参照》

■児童福祉法に基づく障害児通所・施設入所支援

児童発達支援(P26)	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族の支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して療育等の支援を行います。
放課後等デイサービス(P26)	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
福祉型障害児入所施設	障がい児を受け入れ、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型はこのほか医療も提供します。
医療型障害児入所施設	

■障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ)(P24)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
同行援護(P24)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護(P24)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援(P24)	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所(ショートステイ)(P24)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(主な事業)

※市町村により受けられるサービスが異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

日常生活用具給付等事業(P22-23)	障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業(P25)	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
日中一時支援事業(P25)	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

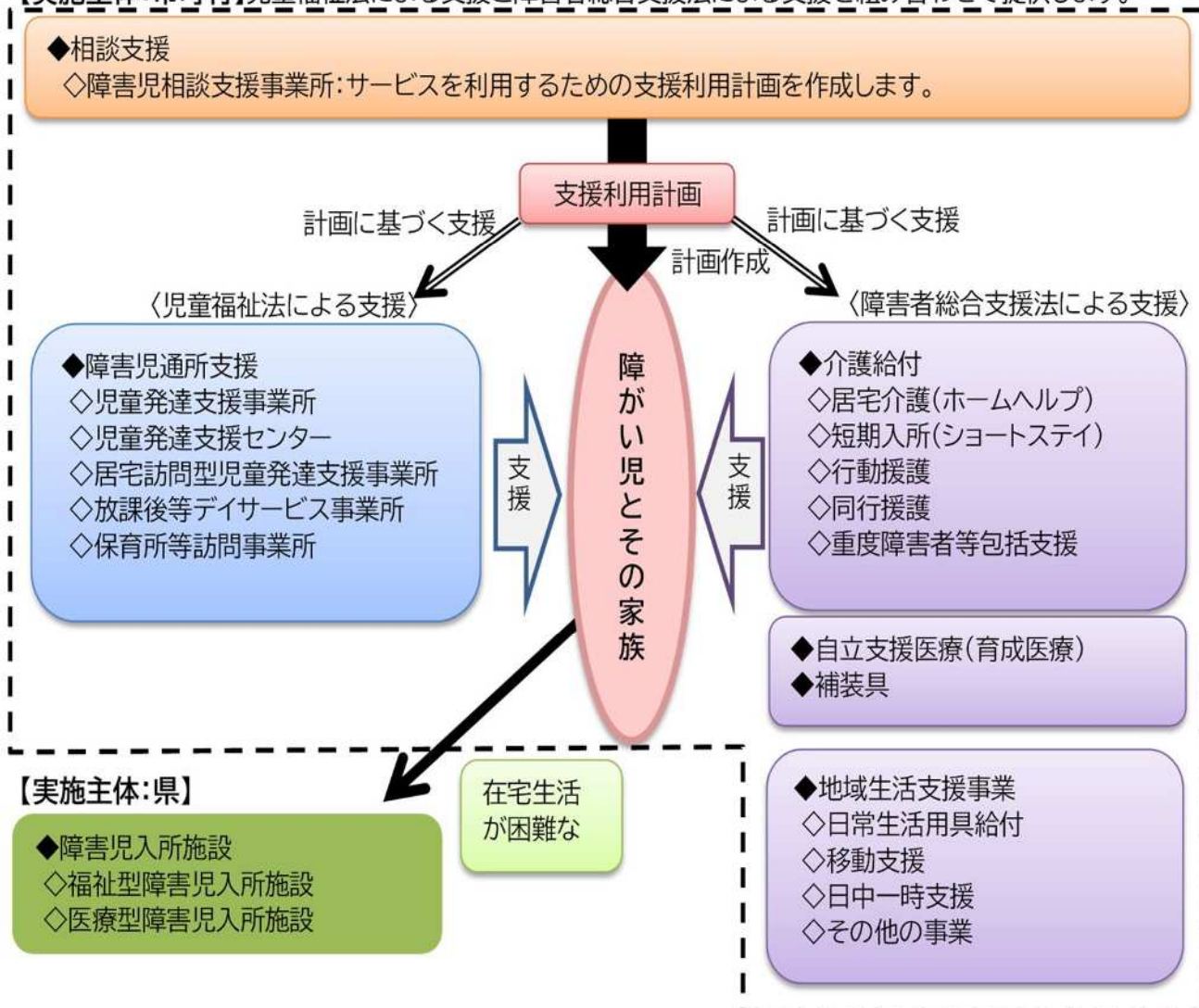
■ 相談支援

障害児通所支援・障害福祉サービスを利用する場合には、相談支援事業所等が作成するそれぞれの利用計画書の作成が必要です。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

障害児相談支援 (児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する場合)	① 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ② 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
計画相談支援 (障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する場合等)	① サービス利用支援 障害者サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ② 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

障がい児を支援する施設・事業等

【実施主体:市町村】児童福祉法による支援と障害者総合支援法による支援を組み合わせ提供します。



I 相談窓口

障がいのある方の福祉に関する窓口としては、次のようなところがあります。

なお、平成18年10月以降は、身体、知的、精神の三障がいに対応する相談窓口を市町村に設置しています。

(1) 県障害福祉課/障害者社会参加推進室/健康政策・感染症対策課

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方の福祉に関するあらゆる相談に応じ、必要な支援を行っています。(P80参照)

(2) こころとからだの相談支援センター

《障がいのある方や児童》

身体、知的、精神障がいのある方及びこころの健康や精神保健福祉に関する相談に応じ支援を行っています。また、障がい者手帳の交付や判定など、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの業務を行っています。(P80参照)

(3) 児童相談所

《障がいのある方や児童》

18歳未満の児童のさまざまな問題について、児童福祉司や児童心理司などの職員が相談に応じるとともに、知的障がいの程度の判定や療育に関する支援などを行っています。

また、児童福祉施設への入所決定等を行っています。

なお、児童相談所では365日、24時間電話相談を受付けています。(P80参照)

(4) 保健所

《障がいのある方や児童、難病患者等》

保健に関するあらゆる相談に応じ、障がいの発生予防と早期発見、療育について必要な支援等を行っています。

また、各種相談に応じ、助言や訪問により必要な支援を行っています。(P81参照)

(5) 市役所・町村役場

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方の福祉に関し、各種の専門的相談に応じ、必要な支援を行っています。(P81参照)

(6) 市町村教育委員会

《障がいのある方や児童》

障がいのある児童またはその疑いのある児童の教育に関する相談に応じ、学校と連携して必要な支援を行います。(P82参照)

I 相談窓口

(7) 県・市町村社会福祉協議会

《知的障がいのある方や児童、精神障がいのある方や児童》

県内の知的障がいのある方や精神障がいのある方が適切に福祉サービスを利用できるよう支援したり、預貯金の払戻しや各種支払い手続きの代行など日常的な金銭の管理を行います。
これらのサービス利用には、原則として一定以上の判断能力が必要です。

名 称		所在地	電話／FAX
(福)大分県社会福祉協議会	〒870-0907	大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-558-0300 FAX 558-1635
(福)大分市社会福祉協議会	〒870-0839	大分市金池南1-5-1 J:COMホルトホール大分4階	097-547-8154 FAX 547-9559
(福)別府市社会福祉協議会	〒874-0908	別府市上田の湯町15-40 (別府市社会福祉会館内)	0977-26-6070 FAX 26-6620
(福)中津市社会福祉協議会	〒871-0021	中津市沖代町1-1-11 (中津市教育福祉センター内)	0979-24-4294 FAX 24-7682
(福)日田市社会福祉協議会	〒877-0003	日田市上城内町1-8 (日田市総合保健福祉センター内)	0973-24-7026 FAX 24-3452
(福)佐伯市社会福祉協議会	〒876-0823	佐伯市7255-13	0972-24-2956 FAX 22-9031
(福)臼杵市社会福祉協議会	〒875-0041	臼杵市大字臼杵4-1 (臼杵市社会福祉センター内)	0972-64-0123 FAX 64-0131
(福)津久見市社会福祉協議会	〒879-2441	津久見市中央町760-133	0972-82-5000 FAX 82-5003
(福)竹田市社会福祉協議会	〒878-0011	竹田市大字会々1650 (竹田市総合社会福祉センター内)	0974-63-1544 FAX 63-1050
(福)豊後高田市社会福祉協議会	〒872-1107	豊後高田市臼野4335-3	0978-25-5100 FAX 53-5755
(福)杵築市社会福祉協議会	〒873-0005	杵築市大字猪尾900 (杵築市健康福祉センター内)	0978-62-2649 FAX 62-3233
(福)宇佐市社会福祉協議会	〒879-0455	宇佐市大字閤437	0978-33-0725 FAX 33-0970
(福)豊後大野市社会福祉協議会	〒879-7153	豊後大野市三重町玉田1128 (豊後大野市三重農村環境改善センター内)	0974-22-6677 FAX 22-3118
(福)由布市社会福祉協議会	〒879-5434	由布市庄内町庄内原365-1 (由布市ほのぼのプラザ内)	097-582-2756 FAX 582-2878
(福)国東市社会福祉協議会	〒873-0412	国東市武蔵町古市1086-1 (武蔵保健福祉センター内)	0978-68-1976 FAX 68-1677
(福)姫島村議会社会福祉協	〒872-1501	東国東郡姫島村1634-1 (姫島村老人憩いの家「白寿苑」内)	0978-87-2024 FAX 87-3629
(福)日出町社会福祉協議会	〒879-1502	速見郡日出町大字藤原2277-1 (日出町保健福祉センター内)	0977-72-0323 FAX 72-9785
(福)九重町社会福祉協議会	〒879-4803	玖珠郡九重町大字後野上17-1 (九重町保健福祉センター内)	0973-76-2500 FAX 76-3835
(福)玖珠町社会福祉協議会	〒879-4405	玖珠郡玖珠町大字岩室24-1 (くすまち総合福祉センター内)	0973-72-5513 FAX 72-2816

I 相談窓口

(8) 民生委員・児童委員

《障がいのある方や児童等》

地域の身近な相談相手として、障がいのある方や高齢者、子ども、妊産婦のいる世帯、母子・父子世帯、生活に困窮している世帯等の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、関係行政機関の業務に協力し、社会福祉の増進に努めています。

(9) 身体障害者相談員

《身体障がいのある方や児童等》

身体障がいのある方の相談に応じ、更生に必要な支援を行っています。市町村長が業務を委託しています。お住まいの市役所・町村役場にお問い合わせください。

(10) 知的障害者相談員

《知的障がいのある方や児童等》

知的障がいのある方の相談に応じ、更生に必要な支援を行っています。
原則として知的障がいのある方の保護者のうちから選任され、市町村長が業務を委託しています。お住まいの市役所・町村役場にお問い合わせください。

(11) 大分県身体障害者福祉センター

《障がいのある方や児童等》

身体障がいのある方等からの各種の相談に応じています。

無料又は低額な料金で、機能回復訓練やレクリエーション、社会との交流促進のために、体育室、卓球室、プール、会議室等を利用することができます。

名 称	設置主体	所在地	電話／FAX
大分県身体障害者福祉センター (愛称:あすぴあ おおいた)	大分県	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-558-4849 FAX 558-0316

(12) 大分県聴覚障害者センター

《聴覚障がいのある方や児童等》

聴覚障がいに関する専門の相談員が相談や支援を行っています。

名 称	設置主体	所在地	電話／FAX
大分県聴覚障害者センター	大分県	〒870-0907 大分市大津町1-9-5	097-551-2152 FAX 556-0556

(13) 大分県発達障がい者支援センター

《発達障がいのある方や児童等》

発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい)を有する児(者)及びその家族への相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び支援者に対する研修を行っています。

名 称	設置主体	所在地	電話／FAX
大分県発達障がい者支援センター 「イコール」	大分県	〒879-7761大分市中戸次5628番地の1	097-578-6952 FAX 578-6953

(14) 大分県精神科救急情報センター

《精神障がいのある方や児童等》

夜間・休日に、精神障がいのある方及びその家族等からの緊急的な精神科医療に関する電話相談に対応するとともに、緊急な受診の必要性の判断と受入先の病院の調整を行っています。

電話:097-541-1179 受付時間:平日 / 午後5時～翌午前9時

土～日曜・休日(祝日、12月29日～1月3日) / 午前9時～翌午前9時

I 相談窓口

(15) 大分いのちの電話

《障がいのある方や児童及びその関係者》

不安や生きづらさなど人間関係に関する様々な悩みや問題について24時間365日電話相談員が対応します。相談は匿名で行われ、相談は無料(フリーダイヤル以外は電話代がかかります)となっています。

○大分いのちの電話 相談電話

電 話：097-536-4343
受 付 時 間：24時間

○フリーダイヤル自殺予防いのちの電話

電 話：0120-783-556
受 付 時 間：毎日16時～21時まで
毎月10日 午前8時～翌日午前8時まで

(16) てんかん支援拠点病院

《精神障がいのある方や児童》

てんかんがある方やそのご家族、その他関係者等に対し、コーディネーターが日常生活の悩みや不安等に対する電話相談に応じています。

○大分大学医学部附属病院

電 話：050-3613-1679
受 付 時 間：水曜～金曜(祝日を除く) 10:00～15:00

(17) 高次脳機能障がい支援拠点機関

《精神障がいのある方や児童》

高次脳機能障がい及びその関連障がいのある方への支援を行うため、相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携・調整を行っています。

事業所の名称	法人名	所在地	電話／FAX
諏訪の杜病院	(医)光心会	〒870-1121 大分市鷺野118-1	0570-07-1277 FAX 502-1288
別府リハビリテーションセンター	(福)農協共済別府リハビリテーションセンター	〒874-8611 別府市鶴見1026-10	0977-67-1711 FAX 67-1712

(18) 大分県難病相談・支援センター

《障がいのある方や児童、難病患者等》

難病や小児慢性特定疾病の患者さんやそのご家族等からの、日常生活や病気療養上の悩みや不安等に対する相談に応じています。また、各種公的手続に関する情報の提供を行うほか、就労に関する相談についても公共職業安定所等の関係機関と連携し、お受けしています。

名 称	所在地	電話／FAX
大分県難病相談・支援センター	〒870-0037 大分市東春日町1-1NS大分ビル2階	097-578-7831 FAX 578-7832

(19) 大分県社会福祉介護研修センター

《障がいのある方や児童等》

介護に関する正しい知識や技術を学ぶための施設です。お年寄りや障がいのある方など誰もが気軽に利用できます。住宅の改造事例や介護用具等も展示しています。

名 称	設置主体	所在地	電話／FAX
大分県社会福祉介護研修センター	大分県	〒870-0161 大分市明野東3-4-1	097-552-6888 FAX 552-6868

I 相談窓口

(20) 認知症疾患医療センター

《精神障がいのある方や児童等》

認知症に関する心配ごとや困りごとについて、本人や家族、医療機関からの相談に、専任の相談員(精神保健福祉士等)が応じます。

事業所の名称	法人名	所在地	電話／FAX
緑ヶ丘保養園	(医)淵野会	〒870-0318 大分市丹生1747番地	097-593-3888 FAX 593-1245
加藤病院	(医)雄仁会	〒878-0013 竹田市竹田1855番地	0974-63-2263 FAX 63-2339
千嶋病院	(医)積善会	〒879-0608 豊後高田市呉崎738番地1	0978-22-3125 FAX 22-4650
向井病院	(医)慈愛会	〒874-0831 別府市南立石241番地15	0977-23-2200 FAX 26-4152
長門記念病院	(医)長門莫記念会	〒876-0835 佐伯市鶴岡町1-11-59	0972-22-5833 FAX 24-3067
上野公園病院	(医)百花会	〒877-0062 日田市大字高瀬字篠原2226-1	0973-23-6603 FAX 22-7318
河野脳神経外科病院	(医)久真会	〒870-0127 大分市大字森町字花ノ木通511-1	097-521-2000 FAX 521-0420
白川病院	(医)末広	〒875-0022 臼杵市大字末広938番地	0972-63-1701 FAX 63-7917

(21) 認知症の人と家族の会大分県支部

《精神障がいのある方や児童等》

認知症に関する電話相談を受けます。

事業所の名称	所在地	電話／FAX
認知症の人と家族の会大分県支部	〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号	097-552-6897 FAX 552-6897

(22) 若年性認知症支援コーディネーター

《障がいのある方や児童、難病患者等》

若年性認知症の方に対し、相談支援コーディネーターが、就労継続や各種サービス利用等のサポートを行います。

事業所の名称	所在地	電話／FAX
認知症の人と家族の会大分県支部	〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号	097-552-6897 FAX 552-6897
医療法人 明和会 佐藤病院	〒870-0838 大分市桜ヶ丘7-67	097-529-7588 FAX 543-0776

(23) 大分県地域生活定着支援センター

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方や高齢者が矯正施設(刑務所、少年院等)を退所後、すぐに福祉サービス等を利用できるようにするための準備を行うほか、本人や関係者からの各種相談に応じています。

名称	設置主体	所在地	電話／FAX
大分県地域生活定着支援センター	大分県	〒870-0021 大分市府内町1-6-11 小財ビル201	097-536-5105 FAX 536-5106

I 相談窓口

(24) 指定相談支援事業所

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方や児童及びその家族のための相談窓口としての事業所です。日常生活全般に関する相談に応じたり、障害福祉サービスや障害児通所支援の利用等につなげるための支援を行っています。

また、この中には市町村から委託を受け、市町村相談支援事業として実施している事業所があり、委託を受けた事業所については、市町村との連携のもと、サービス利用や権利擁護のために必要な援助も行っています。

(25) 基幹相談支援センター

《障がいのある方や児童等》

基幹相談支援センターは地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合的・専門的な相談支援、地域移行・地域定着の取組、地域の相談支援体制の強化、地域の体制づくり、権利擁護・虐待防止の業務を行っています。

事業所の名称	法人名	主たる対象者					所在地	電話／FAX
		身体	知的	精神	障がい児	難病		
農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	(福)農協共済別府リハビリテーションセンター	○	○	○	○	○	〒874-0840 別府市鶴見字中山田1026-10	0977-67-1897 FAX 67-1715
相談支援事業所 ぱれっと	(福)別府発達医療センター	○	○	○	○	○	〒874-0838 別府市大字鶴見4075-1	0977-25-9758 FAX 24-8504
障害者相談支援センター たいよう	(福)太陽の家	○	○	○	○	○	〒874-0011 別府市大字内竈1393-2	0977-66-1674 FAX 67-0453
障害者地域生活支援センター 泉	(福)みのり会	○	○	○	○	○	〒874-0921 別府市富士見町12-13	0977-25-3443 FAX 25-9669
中津市障がい者等 基幹相談支援センター	(福)九州キリスト教社会福祉事業団	○	○	○	○	○	〒871-0021 中津市沖代町1-1-11	0979-26-1555 FAX 26-1556
日田市障がい者 基幹相談支援センター	(福)すぎのこ村 (福)大分県社会福祉事業団	○	○	○	○	○	〒877-0013 日田市元町13-20	0973-28-5544 FAX 28-5546
杵築市社会福祉協議会	(福)杵築市社会福祉協議会	○	○	○	○	○	〒873-0005 杵築市猪尾900番地	0978-62-8282 FAX 62-3233
みのり障がい者生活支援センター	(福)みのり村	○	○	○	○	○	〒879-1504 日出町大神1616番地	0977-75-7020 FAX 72-1858
太陽の家障害者生活支援センター	(福)太陽の家	○	○	○	○	○	〒879-1504 日出町大神1402番地6	0977-72-1682 FAX 72-1519
相談支援事業所 ほほえみ	(福)大分県社会福祉事業団	○	○	○	○	○	〒879-1502 日出町藤原4617番地	0977-72-1721 FAX 72-2567

次ページに続く

I 相談窓口

事業所の名称	法人名	主たる対象者					所在地	連絡先
		身体	知的	精神	障がい児	難病		
佐伯市基幹相談支援センター	社会福祉法人わかば会 社会福祉法人青山21 合同会社まるまる	○	○	○	○	○	〒876-0844 佐伯市向島1-3-8	0972-24-8521 FAX 24-8531
基幹相談支援センター「アーチ」	(福)清流会	○	○	○	○	○	〒879-0465 宇佐市大字中原430番地の1・429番地	0978-34-9800 FAX 34-9700
相談支援事業所 めくもり暖	(一社)宇佐市民自治 研究センター	○	○	○	○	○	〒879-0471 宇佐市大字四日市88番地の4	0978-25-6120 FAX 25-6122
相談支援事業所やまなみ	社会福祉法人 やまな み福祉会	○	○	○			〒878-0026 竹田市大字飛田川2780 番地	0974-63-3008 FAX 63-3234
竹田市心の相談支援事業所	医療法人 雄仁会			○			〒878-0013 竹田市大字竹田1822番地1	0974-63-3346 FAX 63-2339
福祉農場コロニー久住相談支援事業所	社会福祉法人 博愛会	○	○	○			〒878-0202 竹田市久住町大字有氏 896番地14	0974-77-2344 FAX 77-2951
サポートセンター サライ	(福)紫雲会	○	○	○	○	○	〒879-7144 豊後大野市三重町本城 2054番地	0974-22-1041 FAX 22-2377
臼杵市障がい者基幹相談支援センター	(福)みずほ厚生センター (福)聖母の騎士会 (有)ぶんごケアマネジ メント (福)豊海会	○	○	○	○	○	〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1 臼杵市役所福祉課内	080- 4188-2881 FAX 63-3063
玖珠町九重町障がい者基幹相談支援センター	玖珠町役場福祉保険課 九重町役場地域共生 支援課 (福)大分県社会福祉 事業団 (福)すぎのこ村 (福)くらっぴ	○	○	○	○	○	〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5	0973-72-1144 FAX 72-2112

※別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、日出町、九重町、玖珠町は基幹相談支援センターを設置しています。

I 相談窓口

(26) 障がい者の虐待通報窓口

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方の虐待を発見した場合は、その疑いのあるものも含め市町村や県に通報してください。市町村と県が連携を図りながら、障がいのある方の虐待防止に努めていきます。

市町村の相談・通報窓口(市町村障害者虐待防止センター)連絡先

市町村名	機関名	電話	FAX
大分市	大分市障がい者虐待防止センター	097-585-6003	097-537-1411
別府市	障害福祉課	0977-21-1413	0977-22-1780
中津市	福祉支援課障害福祉係	0979-62-9802	0979-25-2335
	中津市障がい者等基幹相談支援センター	0979-26-1226	0979-26-1556
日田市	社会福祉課障害福祉係	0973-22-8290	0973-22-8258
	日田市虐待防止センター「Beeすけっと」	0973-27-6251	0973-27-6250
佐伯市	障がい福祉課障がい福祉係	0972-22-5570	0972-23-6002
臼杵市	福祉課障がい福祉グループ	0972-63-1111	0972-63-3063
津久見市	社会福祉課障がい支援班	0972-82-9519	0972-82-9466
竹田市	社会福祉課障がい福祉係	0974-63-4811	0974-63-0988
豊後高田市	社会福祉課障がい福祉係	0978-25-6178	0978-22-1033
杵築市	福祉事務所障がい福祉係	0977-75-2405	0977-75-1141
宇佐市	福祉課障がい者支援係	0978-27-8214	0978-32-0341
豊後大野市	社会福祉課障がい支援係	0974-22-3083	0974-22-6653
由布市	福祉課	097-582-1111	097-582-1343
国東市	福祉課	0978-72-5164	0978-72-5171
姫島村	住民福祉課	0978-87-2278	0978-87-3629
日出町	日出町障がい者虐待防止センター	0977-73-3126	0977-72-7915
九重町	健康福祉課	0973-76-3821	0973-76-3840
玖珠町	福祉保険課福祉班	0973-72-1144	0973-73-2112

市町村の相談・通報窓口(市町村障害者虐待防止センター)連絡先

大分県	大分県障害者権利擁護センター	097-506-2728	097-506-1740
-----	----------------	--------------	--------------

(27) 大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター

《障がいのある方や児童等》

障がいを理由とする差別(不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供)等に関する相談に応じています。

名 称	所在地	電話/FAX
大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-558-7005 FAX 558-7005

○相談日 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00

※内容によっては弁護士等の専門家が相談に応じます。

I 相談窓口

(28) 各サービス事業所の苦情解決相談員

《障がいのある方や児童等》

各障害福祉サービス事業所にサービス利用上の苦情相談窓口を設置しています。

(29) 福祉サービス運営適正化委員会

《障がいのある方や児童等》

施設や在宅における福祉サービスに関する苦情について、当事者間での話し合いでは解決困難な場合や、事業者が直接苦情を言いにくい場合などに、その適切な解決のために設置された第三者機関です。

名 称	所在地	電話／FAX
大分県福祉サービス運営適正化委員会	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-558-0301 FAX 558-6001

(30) 障害者就業・生活支援センター

《障がいのある方、難病患者等》

就職を希望する障がいのある方や離職のおそれのある在職中の障がいのある方に対し、職場実習あっせん等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談支援を行うことにより、障がいのある方の職業生活における自立を図ることを目的としています。

事業所の名称	法人名	所在地	電話／FAX
障害者就業・生活支援センター たいよう	(福)太陽の家	〒874-0011 別府市大字内蔵1393-2	0977-66-0080 FAX 66-7337
障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(福)博愛会	〒870-0839 大分市金池南1-9-5 (博愛会地域総合支援センター内)	097-574-6211 FAX 558-7005
障害者就業・生活支援センター じゃんぱ	(福)大分県 社会福祉事業団	〒876-0844 佐伯市向島1-3-8 (佐伯市保健福祉総合センター和楽内)	0972-28-5570 FAX 28-5750
障害者就業・生活支援センター つばさ	(福)紫雲会	〒879-7141 豊後大野市三重町秋葉241	0974-22-0313 FAX 22-0372
障害者就業・生活支援センター はぎの	(福)大分県 社会福祉事業団	〒877-0012 日田市大字淡窓1-53-5	0973-24-2451 FAX 24-2454
障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(福)大分県 社会福祉事業団	〒879-0471 宇佐市大字四日市2482-1	0978-32-1154 FAX 32-1071

(31) おおいた障がい者芸術文化支援センター

障がいのある方の芸術文化活動を支援するため、障がいのある方やそのご家族、障がい福祉サービス事業所等に対し、創作環境、鑑賞、発表等の支援や取組の方法等について相談に応じています。

名 称	設置団体/受託団体	所在地	電話／FAX
おおいた障がい者芸術文化 支援センター	大分県／(公財)大分 県芸術文化スポーツ振 興財団	〒870-0029 大分市高砂町2番33号 iichiko総合文化センター4階	097-533-4505 FAX 533-4013

(32) 障がい者結婚相談所

《障がいのある方等》

障がいのある方等の結婚について、登録、相談対応、紹介やイベント等を行っています。

名 称	所在地	電話／FAX
(一社)大分県身体障害者福祉協会一	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-551-9775 FAX 551-9775

I 相談窓口

(33) 地域における療育等の相談支援

《障がいのある方や児童等》

在宅の障がいのある方や児童とその保護者に対し、身近な地域で療育の相談支援等を行い、地域における生活を支えることを目的としています。

事業所の名称	法人名	所在地	電話／FAX
大分療育センター	(福)別府発達医療センター	〒870-0864 大分市大字国分567-3	097-586-5252 097-549-6777
大分こども発達支援センター	(福)藤本愛育会	〒870-0943 大分市片島字長三郎2996-3	097-557-0114 097-557-0226
博愛こども成育医療センター 博愛もりのひろば	(医)謙誠会	〒870-0868 大分市大字野田1111	097-586-5566 097-586-0889
療育センターカノン♪	(福)シンフォニー	〒870-0862 大分市中尾603	097-586-5577
諏訪の森病院	(医)光心会	〒870-1121 大分市大字鷺野118-1	0570-071277 097-567-7710
こども発達・子育て支援センター わくわくかん	(福)萌葱の郷	〒870-0313 大分市屋山1658-1	097-592-8989 097-592-8990
こども発達支援センター もも	(福)とんとん	〒870-0857 大分市田中町2-16-7	097-546-3400 097-546-2666
大分健生病院	大分県医療生活 協同組合	〒870-0935 大分市古ヶ鶴1-1-15	080-1532-2656 097-558-5190
へつぎ病院	(医)天心堂	〒879-7761 大分市大字中戸次字二本木5956	0570-034577 097-597-5863
別府発達医療センター	(福)別府発達 医療センター	〒874-0838 別府市大字鶴見4075-1	0977-22-4185 0977-26-4171
つくし園在宅支援センター 「ポケット」	(福)直心会	〒871-0101 中津市三光森山823-2	0979-43-6181 0979-43-6182
Beeすけっと	(福)すぎのこ村	〒877-0013 臼田市元町13-20-103	0973-23-7897 0973-23-7897
こども相談支援センターのあ	(福)くらっぴ	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇581番地の3	0973-72-1023 0973-77-2345
さぼーとセンター 風車	(福)みずほ厚生センタ-	〒875-0041 臼杵市大字臼杵72-137	0972-63-5888 0972-63-0791
恵の聖母の家 相談支援事業所こころ	(福)聖母の騎士会	〒875-0211 臼杵市野津町大字都原3601-2	0974-32-7770 0974-32-7771
サポートセンター 「サライ」	(福)紫雲会	〒879-7144 豊後大野市三重町本城2054	0974-22-1041 0974-22-2377

(34) 大分県医療的ケア児支援センター

《障がいのある方や児童等》

医療的ケア児及びその家族(医療的ケア児等)が個々の医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等からの相談にワンストップで対応するとともに、支援の調整や普及啓発等を行っています。

名 称	設置主体	所在地	電話
大分県医療的ケア児支援センターみつわ	大分県	〒870-8501大分市大手町3-1-1	090-4052-0750

I 相談窓口

(35) 医療的ケア児等コーディネーター

《障がいのある方や児童等》

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等コーディネーターが支援に必要な医療、福祉、教育等によるチームを形成し、連携・協働して本人と家族の生活を支援します。

(36) 親なきあと相談室

《障がいのある方や児童等》

障がいのある子の親が抱える「親なきあと」の不安解消に対応できる「親なきあと相談員」が相談に応じます。

■(福)大分県社会福祉事業団 受付時間:月～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

事業所	所在地	電話
本部事務局	〒870-0907 大分市大津町2-1-41	097-552-1316
サポートネットすまいる	〒879-0471 宇佐市大字四日市2482番地1	0978-32-1154
けいせんプラザ	〒879-1502 速見郡日出町大字藤原4617番地	0977-72-1721
ふれあいサロンのぞみ	〒879-5506 由布市挾間町大字挾間614番地1	097-547-8162
ハートフルサポートinなおみ	〒876-0844 佐伯市大字堅田3909番地1	0972-28-7333
地域生活支援センター はぎの	〒877-0012 日田市大字淡窓1-53-5	0973-24-2451
ここのえ“夢”ステーション	〒879-4723 玖珠郡九重町大字町田554-1	0973-78-8882

■市町村(P81参照)

(37) 障がいのある方や家族等の団体

《障がいのある方や児童等》

それぞれの団体が障がいのある方に関するいろいろな問題について相談に応じ、必要な支援、助言を行っています。(P83～参照)

2 手帳等

(1) 身体障害者手帳

《身体障がいのある方や児童》

身体に障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。
手帳を取得することで、さまざまな福祉サービスを受けやすくなります。
なお、提供される福祉サービスは、障がい区分・等級等によって異なります。

※大分市(中核市)にお住まいの方へは、大分市長が交付します。

【交付申請手続き】

交付対象者	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいのある方
障がいの種類	視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい
障がい等級	1級から7級 ※7級単独では交付不可 身体障害者障害程度等級表(P93～参照)
審査・認定機関	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいのある方
申請窓口・問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課 (P81参照)
障がいの種類	①身体障害者手帳交付申請書 ※15歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請することとなっています。 ②身体障害者診断書・意見書 ※①②は申請窓口にあります。また、大分県身体障害者更生相談所のホームページにも掲載しています。 ※②は都道府県知事等から指定を受けている医師でなければ作成できませんので、あらかじめ市町村窓口やかかり付けの医師にご確認ください。 ③写真(縦4cm×横3cm、胸より上・正面・無帽で概ね1年以内に撮影したもの) ④個人番号がわかるもの(個人番号カードなど)
申請から交付されるまでの流れ	<pre> graph LR A[身体障害者福祉法 第15条指定医] -- ①診察を受ける --> B[申請者] B -- ②診断書作成 --> A B -- ③交付申請 --> C[市福祉事務所 町村障がい担当課] C -- ④認定依頼 --> D[大分県身体障害者 更生相談所] D -- ⑤決定通知 手帳送付 --> C C -- ⑥決定通知 手帳交付 --> B </pre>
注意事項	手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【その他手続き】

下記の事項が生じた時は、下記のものを持って申請窓口をお訪ねください。

①住所が変わった時		手帳、個人番号
②氏名が変わった時		手帳、個人番号
③手帳を破損したり、紛失してしまった時		手帳(紛失を除く)、写真、個人番号
④障がい程度が変わったり、新たに障がいが生じた時		手帳、診断書、写真、個人番号
⑤再認定を受ける時		手帳、診断書、写真、個人番号
⑥障がいの程度が該当しなくなった時(返還)		手帳
⑦本人が死亡した時(返還)		手帳
⑧手帳形態を変更したい時(紙型・カード型)		手帳、写真、個人番号

2 手帳等

(2) 療育手帳

《知的障がいのある方や児童》

知的障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。
手帳を取得することで、一貫した指導、援護等、さまざまな福祉サービスを受けやすくなります。
なお、提供される福祉サービスは、障がい程度によって異なります。

【交付申請手続き】

交付対象者	児童相談所(18歳未満)又は知的障害者更生相談所(18歳以上)で知的障がいであると判定された方
障がい程度	A1(最重度)、A2(重度)、B1(中等度)、B2(軽度)
判定機関	18歳未満…中央児童相談所(管轄:中津児童相談所の管轄以外の市町村) 中津児童相談所(管轄:中津市、日田市、豊後高田市、宇佐市) 18歳以上…知的障害者更生相談所(県内全域)(P80参照)
申請窓口・問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課(P81参照)
申請手続きに必要なもの	①療育手帳交付申請書 ※申請窓口にあります。また大分県知的障害者更生相談所のホームページにも掲載しています。 ②写真(縦4cm×横3cm、胸より上・正面・無帽で概ね6ヶ月以内に撮影したもの) ③個人番号がわかるもの(個人番号カードなど) ※判定のために上記以外の資料を求めることがあります。(医学的意見書など)
申請から交付されるまでの流れ	
再判定	手帳の「判定の記録:次回判定」欄に記載されている年月までに再判定を行います。再判定を受けようとする時は、申請窓口へ手帳を持参し、その旨申し出てください。
注意事項	手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【その他手続き】

下記の事項が生じた時は、下記のものを持って申請窓口をお訪ねください。

①住所が変わった時	手帳、個人番号
②氏名が変わった時	手帳、個人番号
③手帳を破損したり、紛失してしまった時	手帳(紛失を除く)、写真、個人番号
④障がい程度が変わった時	手帳、写真、個人番号
⑤再判定を受ける時	手帳、個人番号
⑥障がいの程度が該当しなくなった時(返還)	手帳
⑦本人が死亡した時(返還)	手帳
⑧手帳形態を変更したい時(紙型・カード型)	手帳、写真、個人番号

2 手帳等

(3) 精神障害者保健福祉手帳

《精神障がいのある方や児童》

精神障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。

手帳を取得することで、さまざまな福祉サービスや優遇措置を受けやすくなります。なお、提供される福祉サービスは、障がい等級によって異なります。

【交付申請手続き】

交付対象者	統合失調症、双極性感情障がい、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいなどの精神障がいのある方(知的障がいは含まない) ※精神障がいで初めて病院にかかった日(主たる精神障がいの初診日)から6ヶ月以上経たないと申請できません
障がい程度	1級から3級
審査・認定機関	こころとからだの相談支援センター(P80参照)
申請窓口・問い合わせ先	市町村精神保健福祉担当課
申請手続きに必要なもの	①精神障害者保健福祉手帳交付申請書 ②診断書(精神障害者保健福祉手帳用) ※精神障がいのために障害年金や特別障害給付金を受給している方は、診断書の代わりに、「年金証書等の写し(下記ア、イのいずれか)」で申請できます。障がいの種類や等級を年金事務所等に照会しますので、「同意書」を添付してください。 ア…年金証書の写し及び直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し イ…特別障害給付金受給資格者証の写し及び直近の国庫金振込通知書の写し ※①②は申請窓口にあるほか、大分県こころとからだの相談支援センターのホームページにも掲載しています。 ③写真(縦4cm×横3cm、胸より上・正面・無帽で概ね1年以内に撮影したもの) ④個人番号がわかるもの(個人番号カードなど)
申請から交付されるまでの流れ	<pre> graph LR Doctor[医師] -- "①診察を受ける" --> Applicant[申請者] Applicant -- "②診断書作成" --> Doctor Applicant -- "③交付申請" --> City[市福祉事務所 町村障がい担当課] City -- "④認定依頼" --> HealthCenter[保健所] HealthCenter -- "⑤決定通知 手帳送付" --> City City -- "⑥決定通知 手帳交付" --> Applicant City <--> SupportCenter[大分県こころとからだの 相談支援センター] </pre>
障がい程度	A1(最重度)、A2(重度)、B1(中等度)、B2(軽度)
申請窓口・問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課(P81参照)

【その他手続き】

下記の事項が生じた時は、下記のものを持って申請窓口をお訪ねください。

①手帳を更新する時	手帳、診断書※、写真、個人番号
②住所・氏名が変わった時	手帳、個人番号
③手帳を破損したり、紛失してしまった時	手帳(紛失時を除く)、写真、個人番号
④障害年金の等級・障がい程度が変わった時	手帳、年金証書等の写し、同意書、写真、個人番号
⑤障がいの程度が該当しなくなった時(返還)	手帳
⑥本人が死亡した時(返還)	手帳
⑦手帳形態を変更したい時(紙型・カード型)	手帳、写真、個人番号

※「年金証書等の写し」及び「同意書」により申請可能。詳細は上記の[申請手続きに必要なもの]を参照ください。

2 手帳等

(4) 相談支援ファイル

《障がいのある児童》

相談支援ファイルは、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が共通で活用でき、将来にわたって連携して支援にあたることができるよう、子どもの障がいや発達に関する総合的な評価、各種の相談、支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等を記録するものです。

保護者が子どもの障がいに関する各種の相談、支援を受ける際に提示することにより、支援者へ必要な情報を提供でき、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けることができます。

ファイルは各市町村教育委員会が作成、配布しています。

【問い合わせ先】市町村教育委員会(P82参照)

3 障害福祉サービス

介護保険法によるサービスと共通する在宅福祉サービスは、原則として介護保険によるサービスが優先します。

したがって、以下のサービスを受ける際には、事前に市町村障がい福祉担当課へご相談ください。

(1) 補装具の支給

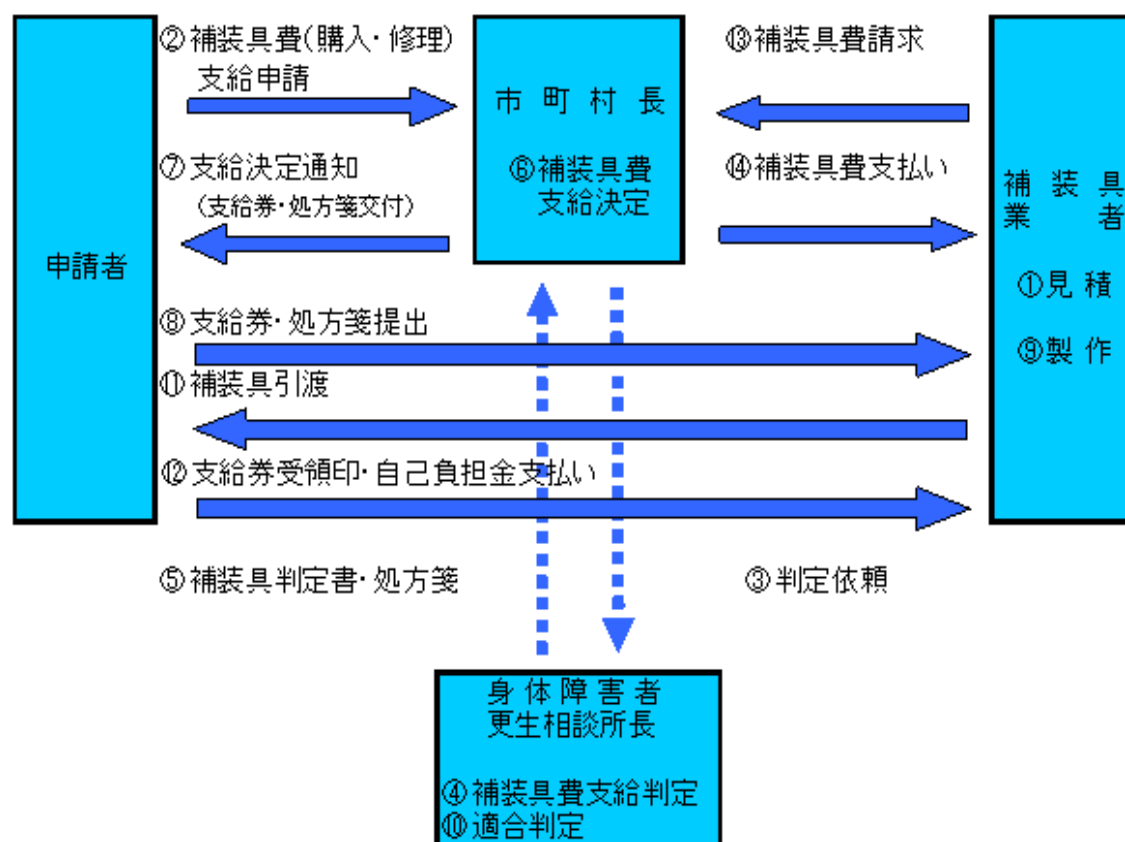
《身体障がいのある方や児童・難病患者等》

体上の障がいを補うための用具の購入又は修理を行う場合、その費用の一部が公費で負担されます。また、購入より借受けが適切と考えられる場合は、補装具費支給の一部種目が借受けも可能です。補装具には次のようなものがあります。

身体状況	補装具
視覚障がい	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢(義手・義足)・装具・車椅子・電動車椅子・歩行補助つえ 歩行器・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置
内部障がい	車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ
身体障がい児のみ	座位保持椅子・起立保持具・東部保持具・排便補助具

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

【補装具費支給までの流れ】(※補装具購入、借受け又は修理の前に、市町村での支給申請が必要です。)



3 障害福祉サービス

(2) 日常生活用具給付等

《障がいのある方や児童・難病患者等》

障がいのある方や児童等に対し、日常生活上の便宜を図るため、次のような用具を給付又は貸与しています。

対象品や利用者負担は市町村が独自に定めていますので、詳しくは市町村の福祉窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

【日常生活用具参考例】(市町村により給付対象としていないものがあります。)

身体状況	品目	主な対象要件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす(児のみ) 訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい
	便器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい
	T字状・棒状のつえ	
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	
	特殊便器	上肢機能障がい
	火災警報機	障がい種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
在宅療養等支援用具	電磁調理器	視覚障がい
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい
	透析液加温器	腎臓機能障がい等
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい等
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい
	盲人用体重計	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	在宅酸素療法者等

次ページに続く

3 障害福祉サービス

身体状況	品目	主な対象要件
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
	点字器 点字タイプライター 視覚障がい者用ポータブルレコーダー 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 視覚障がい者用拡大読書器 盲人用時計	視覚障がい
	聴覚障がい者用通信装置 聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話(貸与)	聴覚障がい又は外出困難
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい、電話では意思疎通困難
	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用) 点字図書	視覚障がい
排泄管理支援用具	ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具) 紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品) 収尿器	ストーマ造設者 高度の排便機能障がい者、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者 高度の排尿機能障がい者
	住宅改修費	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期非進行性脳病変
居宅生活動作補助用具		

※情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

3 障害福祉サービス

自立支援給付で利用できる主なサービス

(3) 居宅介護（ホームヘルプ）

《障がいのある方や児童・難病患者等》

障がいのある方や児童等が日常生活を営むのに著しく支障があるとき、ホームヘルパーが家庭を訪問して介護等のお世話をします。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

(4) 重度訪問介護

《障がいのある方や児童・難病患者等》

常に介護が必要な重度の身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方に対し、自宅での介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

(5) 行動援護

《知的障がいのある方や児童・精神障がいのある方や児童・難病患者等》

知的障がい、または精神障がいのある方や児童で、行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対し、外出時における介護など行動する際の必要な援助を行います。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

(6) 同行援護

《知的障がいのある方や児童・精神障がいのある方や児童・難病患者等》

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方や児童に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報提供など外出する際の必要な援助を行います。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

(7) 重度障害者等包括支援

《障がいのある方や児童・難病患者等》

介護の必要性が著しく高い常時介護を要する障がいのある方や児童に対し、居宅介護その他の日中活動サービスを包括的に提供します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

事業所の名称	法人名	所在地	電話
ケアホーム小さなこかげ	(福)こころの樹	〒879-0161 宇佐市大字下敷田450	0978-33-3213
めぶき園	(福)萌葱の郷	〒879-7306 豊後大野市犬飼町下津尾千把ヶ原4355-10	097-578-0818
重度障害者等包括支援事業所 ゆめのもり	(医)謙成会	〒870-0868 大分市野田1101-1	097-586-0888

(8) 自立生活援助

《障がいのある方・難病患者等》

施設や共同生活援助等を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的な居宅訪問を行うとともに、相談・要請に対しては、電話等による随時の対応も行います。

(9) 短期入所（ショートステイ）

《障がいのある方・難病患者等》

障がいのある方や児童を介護している家庭において、保護者又は家族が病気等により介護することが困難となったとき、一時的に障がいのある方や児童を施設等に宿泊させることにより家庭を援護します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

3 障害福祉サービス

地域生活支援事業で利用できる主なサービス

(10) 移動支援

《障がいのある方や児童・難病患者等》

障がいのある方や児童の外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

(11) 日中一時支援

《障がいのある方や児童・難病患者等》

障がいのある方や児童の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息ができるよう家族を支援します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

(12) 生活訓練等

《身体障がいのある方》

身体障がいのある方等のために、次のような生活訓練等が行われています。

内容	問い合わせ先	電話/FAX
視覚障がいのある方のための生活訓練	(福)大分県盲人協会	097-532-8450
中途失明者のための生活訓練	(福)大分県盲人協会	097-532-8450
視覚障がいのある方のための歩行訓練	(福)大分県盲人協会	097-532-8450
聴覚障がいのある方のための生活訓練	(福)大分県聴覚障害者協会	097-551-2152 / 556-0556
音声機能障がいのある方のための生活訓練	大分豊声会	097-520-3034
人工肛門・人工膀胱造設者のための社会適応訓練	(公社)日本オストミー協会大分県支部	0978-42-5621

自立支援給付・地域生活支援事業以外で利用できるサービス

(13) 身体障がい者巡回相談

《身体障がいのある方》

身体障がいのある方に対し、地域ごとに巡回して医学的、心理的及び職能的判定などを行うとともに、その更生に必要な総合的相談、指導を行っています。

【問い合わせ先】大分県身体障害者更生相談所(P80参照)

(14) 県営住宅への入居

《障がいのある方》

県営住宅の入居には、収入要件や住宅困窮要件のほか、同居親族要件などの資格を満たす必要がありますが、身体障がいのある方で身体障害者手帳1級から4級、精神障がいのある方で精神障害者保健福祉手帳1級から3級、知的障がいのある方で療育手帳を所持している方は、単身世帯でも入居申込みが可能です。

また、上記の障がいのある方を含む世帯については、入居者抽選において一般世帯よりも倍率優遇の取扱いをしています。

なお、市町村営住宅については、別途、各市町村の担当課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】県公営住宅室(電話097-506-4684)

3 障害福祉サービス

児童関係等で利用できる主なサービス

(15) 障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス等）

《障がいのある児童》

障がいのある子どもたちに対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行い、その子の健やかな成長を促します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

(16) 巡回療育相談

《障がいのある児童》

在宅の心身障がいのある児童に関するさまざまな相談に応じるために、作業療法士、言語聴覚士、保育士、相談員等が県下の保健所などを巡回し、保健師とともに家庭での療育についての助言を行っています。

【問い合わせ先】保健所(P81参照)

(17) 地域における療育等の相談支援

《障がいのある方や児童》

在宅の障がいのある方や児童とその保護者に対し、身近な地域で療育の相談支援等を行い、地域における生活を支えることを目的としています

【問い合わせ先】P14参照

(18) 障がい児保育等

《障がいのある児童》

保育を必要とする障がいのある児童については、保育所等で障がい児保育を行うとともに、放課後児童クラブにおいても障がい児の受け入れに努めています。

【問い合わせ先】市町村保育担当課または市町村放課後児童クラブ担当課

(19) 盲児、ろうあ児等専門支援

《視覚障がいのある方や児童・聴覚障がいのある方や児童》

在宅の視覚障がいのある方や児童、聴覚障がいのある方や児童及びその家族を対象に、社会生活力を高めるための相談、支援、専門機関の紹介、情報提供を行い、自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、発声発語訓練等の専門的な支援を行います。

事業所の名称	法人名	所在地	電話／FAX
清明あけぼの学園 (盲児、ろうあ児施設)	(福)大分県福祉会	〒870-0823 大分市東大道2-3-3	097-546-3771 097-543-4414

(20) 軽度・中度聴覚障がい児支援

《聴覚障がいのある児童》

公的助成を受けられない軽度から中度の聴覚障がいのある児童を対象に、早期からの言語発達やコミュニケーション能力の獲得及び学力向上を支援するための補聴器購入に要する経費の一部を助成します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

4 医 療

(1) 健康診査

《身体障がいのある方や児童・知的障がいのある方や児童》

身体発育状況や栄養状態のチェックを行うとともに、乳幼児期の疾患の早期発見や障がい児の早期療育図るため、乳児・1歳6か月児及び3歳児の健康診査を行っています。

【問い合わせ先】各市町村母子保健担当課

(2) 自立支援医療制度

《身体障がいのある方や児童・知的障がいのある方や児童》

ア 更生医療・育成医療

障がいを除去又は軽減する手術や治療を指定自立支援医療機関(P63～70参照)で受診する場合に、医療費の一部を申請により助成します。医療機関窓口での自己負担額は、原則として医療費の1割です。

※原則、市町村での事前申請が必要です。

※所得等により月当たりの自己負担に上限額が設定され、一定所得額以上では、公費負担の対象外となる場合もあります。

対象者	更生医療	身体に障がいのある18歳以上の方で、手術等により障がい部位の機能が改善される見込みのある方 ※対象例：目・耳・肢体・心臓等の手術や人工透析療法 など ※呼吸器・ぼうこう・直腸機能障がいには、給付の適用がありません。
	育成医療	身体に障がいのある18歳未満の方で、手術等により障がい部位の機能が改善される見込みのある方 ※対象例：目・耳・肢体・心臓等の手術や人工透析療法 など
窓口申請・問い合わせ先		市町村障がい福祉担当課（P81参照）
手続きの流れ		<pre> graph TD A[本人] -- "①受給者証 交付申請" --> B[市福祉事務所 町村障がい担当課] B -- "②給付決定通知 受給者証交付" --> A B -- "③受給者証提示" --> C[指定医療機関] C -- "④医療給付" --> B B -- "⑤自己負担" --> D[自己負担] B -.-> E[報告書] E -.-> C subgraph "※更生医療の場合" A -- "判定依頼" --> F[大分県身体障害者 更生相談所] F -- "判定書送付" --> B end Note["身体障害者更生相談所では、医師等により専門的・技術的な立場から意見書等の申請内容を審査し、内容の妥当性や給付の適否について判定を行います。"] </pre>

4 医 療

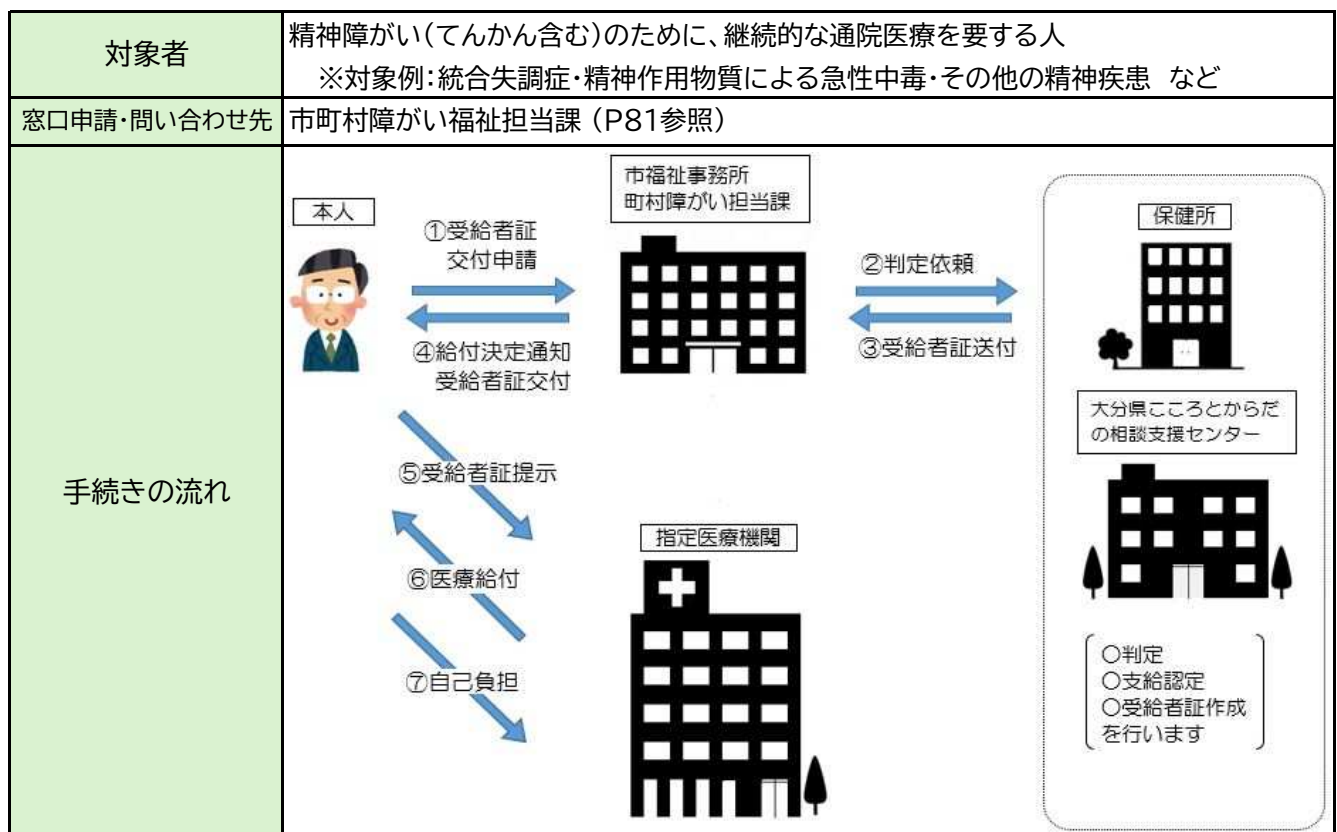
(2) 自立支援医療制度

イ 精神通院医療

精神障がいのために、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対して、指定自立支援医療機関(P70-78)で治療を受ける医療費の一部を申請により助成します。医療機関窓口での自己負担額は、原則として医療費の1割です。

※原則、市町村での事前申請が必要です。

※所得等により月当たりの自己負担に上限額が設定され、一定所得額以上では、公費負担の対象外となる場合もあります。



4 医 療

(3) 重度心身障がい者医療費助成制度

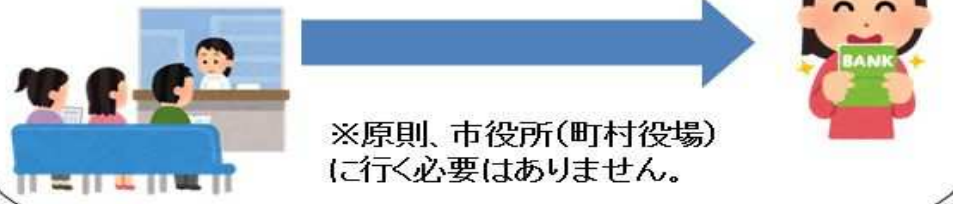
《障がいのある方や児童》

重度の心身障がいがある方の福祉の増進を図るため、医療機関等で支払われた医療費(医療保険適用分)の自己負担額を助成する制度です

※所得制限等により、助成対象に該当しない場合があります。

※自立支援医療や他法に規定する公費負担が適用される方は、その制度が優先されます。

※入院中の食事療養費等や、保険が適用されない医療費は助成の対象外です。

対象者	県内の市町村に住民登録があり、医療保険に加入している以下に該当する方等です。 ①身体障害者手帳1、2級の所持者 ②療育手帳A1、A2の所持者 ③身体障害者手帳3級の所持者でIQ50以下の方等 ④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(精神病床における入院に要した経費を除く) ※市町村によって、対象が異なる場合があります。 ※助成を受けるためには、市役所または市町村役場での受給資格申請が必要です。 手続きや内容に関するご相談は、市役所等へお尋ねください。
手続きの流れ	【自動償還払方式】 令和元年10月受診分から医療費助成の還付申請手続きが不要になりました。 詳しくは、お住まいの市町村担当課にお問い合わせください。 【令和元年9月受診分以前の還付方法】 ①医療機関等を受診し、医療費(自己負担額)を支払う。 ②市役所(町村役場)に行き、医療費の助成申請をする。 ③助成金振込。  【令和元年10月受診分から: 自動償還払方式】 ①医療機関等を受診し、医療費(自己負担額)を支払う。 ※受給者証の提示 ②助成金振込。  ※原則、市役所(町村役場)に行く必要はありません。 ※自動償還払方式を利用するには、「受給者証」の提示が必要です。 ※県外の医療機関を受診した場合は、市町村窓口への申請が必要です。 ※申請期間は、受診から概ね1年間です。
窓口申請・問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課(P81参照)

4 医 療

(4) 後期高齢者医療制度

《障がいのある方》

次の①及び②の方を被保険者とした公的な医療保険制度です。

①75歳以上の方

②65歳～75歳未満の方で一定の障がい(下記参照)について、広域連合の認定を受けた人

医療機関窓口での自己負担額は、所得状況に応じて、医療費の1～3割となっています。

なお、令和4年10月1日から2割負担となった方については、令和7年9月30日まで外来の負担額を3,000円までに抑える配慮措置があります。

※保険料は、前年の所得等によって算定されますので一人ひとりの保険料は異なります。

※所得等により月当たりの自己負担に上限額が設定されています。

※②の方の当制度への加入は任意です。また、加入された後、本人の申請により、いつでも脱退することができます。脱退した場合は、国民健康保険等の医療保険制度に加入することになります。

一定の障がい	①身体障害者手帳1～3級をお持ちの方 ②身体障害者手帳4級をお持ちの方で次のいずれかに該当される方 ・音声機能又は、言語機能の著しい障害を有するもの ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢の下腿の2分の1以上を欠くもの ・1下肢の機能の著しい障害を有するもの ③療育手帳A1・A2をお持ちの方 ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方 ⑤障害基礎年金1級・2級の年金証書をお持ちの方 他
窓口申請・問い合わせ先	大分県後期高齢者医療広域連合(電話097-534-1771) 各市町村後期高齢者医療担当課

5 手当・年金・給付金等

(1) 各種手当・年金等

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような手当・年金等の制度があります。

特別児童扶養手当

身体又は精神に政令(注1)で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を養育する人に支給される

金 額	1級 月額 56,800円	2級 月額 37,830円
	※支給は、4、8、11月に前4か月分が支給される	

【問い合わせ先】市福祉事務所／町村障がい福祉担当課

障害児福祉手当

在宅で身体又は精神(知的)に政令(注1)で定める程度の著しく重度の障がいを有するために、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の児童に支給される

金 額	(令和7年4月～)月額 16,100円
	※支給は、2、5、8、11月に前3か月分が支給される

【問い合わせ先】市福祉事務所／町村障がい福祉担当課

特別障害者手当

在宅で身体又は精神(知的)に政令(注1)で定める程度の重度の障がいを有するために、日常生活に常時、特別の介護を要する20歳以上の人に支給される

金 額	(令和7年4月～)月額 29,590円
	※支給は、2、5、8、11月に前3か月分が支給される

【問い合わせ先】市福祉事務所／町村障がい福祉担当課

障害基礎年金

国民年金の加入者が65歳までに初診のある傷病のために、身体または精神に重度または中度の障がいを残したため日常生活が制限される場合に支給される

金 額	1級 年額 1,039,625円 (昭和31年4月1日以前生まれの方1,036,625円)
	2級 年額 831,700円 (昭和31年4月1日以前生まれの方829,300円)

【問い合わせ先】町村障がい福祉担当課／年金事務所

特別障害給付金(H17.4.1施行)

S61.3.31以前の傷病の初診日において「サラリーマンの妻」等であった場合、またはH3.3.31以前の傷病の初診日において「学生」等であった場合で、国民年金任意加入の対象でありながら任意加入していなかった場合に、65歳になるまでにその傷病により身体又は精神に重度または中度の障がいを残したため日常生活が制限される場合に支給される

金 額	1級 月額 56,850円	2級 月額 45,480円
-----	---------------	---------------

【問い合わせ先】市町村国民年金担当課／年金事務所

障害厚生年金

厚生年金保険に加入している間に初診日のある傷病により身体または精神に障がいを残したため労働が制限される場合に支給される

金 額	1級	報酬比例の年金額×1.25 + 1級障害基礎年金
	2級	報酬比例の年金額 + 2級障害基礎年金
	3級	報酬比例の年金額
	障害手当金	一時金
		《最低保障額:年額 623,800円(昭和31年4月1日以前生まれの方622,000円)》

【問い合わせ先】年金事務所

労災保険障害(補償)等給付

業務上の事由又は通勤による負傷、疾病が治った後に、身体に一定以上の障害を残した場合に支給される

金 額	障害の程度により、年金(1級～7級)または一時金(8級～14級)が支給される
-----	--

【問い合わせ先】労働基準監督署

(注1) 政令とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

5 手当・年金・給付金等

(2) 生活福祉資金の貸付

《障がいのある方(児・者)及びその世帯》

障がいのある方等の自立の促進と生活の安定を図るため、総合支援資金、福祉資金等の各種貸付制度があります。

【問い合わせ先】市町村社会福祉協議会、お近くの民生委員(P7～8参照)

資金の種類		
総合支援資金	生活支援費	・生活再建に必要な生活費用
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
(対象世帯) 低所得 世帯	一時生活再建費	一時生活再建費・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である場合に必要な費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等
福祉資金 (対象世帯) 低所得 障がい者 高齢者 世帯	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に係る必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 (※低所得又は高齢者世帯対象) ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用(低所得世帯対象)
教育支援資金 (対象世帯) 低所得 世帯	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金 (対象世帯) 低所得の高齢者 又は、福祉事務所が要保護と認めた高齢者 世帯	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

次ページに続く

5 手当・年金・給付金等

(2) 生活福祉資金の貸付

《障がいのある方(児・者)及びその世帯》

資金の種類	貸付条件					
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人
生活支援費	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内	原則3か月 最長12か月	最終貸付日から 6月以内	据置期間 経過後10年以内	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも貸付可
住宅入居費	40万円以内	一括	貸付日(生活支援 費とあわせて貸 し付けている場 合は、生活支援 費の最終貸付日) から6月以内			
一時生活 再建費	60万円以内	一括又は分割 若しくは 月決め				
福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて 貸付上限額の目安を設定	一括又は分割	貸付日(分割によ る交付の場合に は最終貸付日)か ら6月以内	措置期間 経過後20年以内	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも貸付可
緊急小口資金	10万円以内	一括又は分割 (2回まで)	貸付日から2月 以内	据置期間 経過後12月以内	無利子	不要
教育支援費	<高校>月3.5万円以内 <高専>月 6万円以内 <短大>月 6万円以内 <大学>月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、 上記各上限額の1.5倍まで 貸付可能	分割(6か月毎)	卒業後6月以内	措置期間 経過後20年以内	無利子	原則不要 ※世帯内で 連帯借受人 が必要
就学支度費	50万円以内	一括				
不動産担保型 生活資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内	借受人が死亡す るまでの期間又 は貸付元金金が 貸付限度額に達 するまでの期間	契約終了後3月 以内	据置期間終了時	年3%、 又は長期プ ライムレート のいずれか 低い利率	必要 ※推定相続人 の中から 1名選任
要保護世帯 向け不動産 担保型生活 資金	・土地及び建物の評価額の 70%程度 (集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内					不要

5 手当・年金・給付金等

(3) 心身障害者扶養共済制度

《障がいのある方や児童等》

心身に障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、一定の保険料掛金を納めて、加入者に万一のこと(死亡又は重度障がい)があったとき、心身に障がいのある方に終身一定額の年金を支給し、保護者亡き後の生活の安定を図ります。任意加入方式で、障がい者1人につき2口まで加入できます。

対象者	次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立生活することが困難であると認められる方。 ①身体障害者手帳1～3級 ②知的障がいのある方 ③精神又は身体に永続的な障がいがある方で、その障がいの程度が①または②と同程度と認められる方
加入者	65歳未満の保護者でかつ生命保険契約を締結できる方 ※障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人
掛金額	保護者の加入時の年齢により、1口加入の場合、月9,300円～23,300円 ※制度の見直しにより、掛金が改定されることがあります。
対象者	【年 金 額】1口につき月額20,000円 【弔 慰 金】障がい者が加入者の生存中に死亡した場合に支給されます。 加入期間により、1口につき 30,000円～150,000円(平成20年3月31日以前に加入した人) 50,000円～250,000円(平成20年4月1日以降に加入した人) 【脱退一時金】制度を脱退した場合に支給されます。 加入期間により、1口につき 45,000円～150,000円(平成20年3月31日以前に加入した人) 75,000円～250,000円(平成20年4月1日以降に加入した人)
問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課(P81参照)

※住所・氏名の変更、加入者もしくは障がいのある方が死亡した場合等、各種届出が必要です。

(4) 児童発達支援の利用者負担の助成

《障がいのある方や児童》

障がいのある児童が早期に支援を受け、運動機能や言語、社会性等の発達を図るため、3歳までの児童が児童発達支援等を受ける際の保護者負担に対して助成します。

実施主体	市町村
対象者	0歳～3歳までの児童発達支援等を受ける児童
対象施設	児童発達支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所
免除割合	児童福祉法で定められている利用者負担額の全額免除
問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課(P81参照)

5 手当・年金・給付金等

(5) 住宅改造に要する経費助成 《障がいのある方や児童》

障がいのある方の快適な生活環境を確保するために、障がいのある方又はその障がいのある方と同居する者が住宅設備等を改造する費用を助成します。

対象者	重度心身障がいのある方(身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A(A1、A2)又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方)又はその障がいのある方や児童と同居する方で、生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の世帯に属する方 ※障がいの内容も関係しますので、詳しくは問い合わせください。 ※在宅高齢者住宅改造助成事業対象者を除く (在宅高齢者住宅改造助成事業の問い合わせ先:市町村高齢福祉担当課)
対象工事	対象障がい者が日常生活において直接利用する設備の改造 (玄関、台所、浴室、便所、廊下、居室、階段、洗面所等を利用しやすく改造)
限度額	600,000 円 ※ただし、他法令により助成を受ける場合には、その助成対象額を控除する
補助率	県1/3、市町村1/3 (本人負担1/3) ※生活保護世帯は 県1/2、市町村1/2
問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課(P81参照)

※改造工事着工前に申請する必要があります。

※大分市については、別途単独で助成制度があります。

(6) 自動車改造に要する経費助成 《身体障がいのある方》

身体障がいのある方が就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成します

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

(7) 自動車運転免許取得に要する経費助成 《身体障がいのある方》

身体障がいのある方の就労等、社会活動を容易にし、社会復帰の促進を図るため、運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課(P81参照)

6 税の控除・減免

(1) 各種税

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような各種税の特例があります。

種 類	内 容		金 額	問い合わせ先
所得税	○障害者控除・・・本人、同一生計配偶者、扶養親族が以下に該当する場合			税務署
	障害者(注1)	控除額	27万円	
	特別障害者(注2)	控除額	40万円	
	同居特別障害者	控除額	75万円	
	○配偶者控除・・・納税者の合計所得金額に応じ、下記金額を所得控除 (配偶者の合計所得金額要件:48万円以下)			
	納税者の合計所得金額	控除額		
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	
	900万円以下	38万円	48万円	
	900万円超～950万円以下	26万円	32万円	
	950万円超～1,000万円以下	13万円	16万円	
	1,000万円超	0円	0円	
	○扶養控除			
	扶養親族(16歳未満は適用なし)	控除額	38万円	
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	控除額	63万円	
老人扶養親族(同居老親等を除く70歳以上の方)	控除額	48万円		
同居老親等(70歳以上の直系の尊属)	控除額	58万円		
○マル優・特別マル優 それぞれ元本350万円までの預金の利子及び公債の利子		非課税		
○小規模企業共済等掛金控除 心身障害者扶養共済制度加入者の納付する掛金		控除額 掛金の全額		
○心身障害者扶養共済制度の給付金の非課税 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金		非課税(脱退一時金を除く)		
住民税	○障害者控除・・・本人、同一生計配偶者、扶養親族が以下に該当する場合			市町村 税務担当課
	一般障害者	所得控除	26万円	
	特別障害者	所得控除	30万円	
	同居特別障害者	所得控除	53万円	
	○配偶者控除・・・当該納税義務者の前年の合計所得金額に応じて、下記金額を所得控除(当該配偶者の前年の合計所得金額要件:48万円以下) (令和8年度課税からは58万円以上)			
	当該納税義務者の前年の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)	
	900万円以下	33万円	38万円	
	900万円超～950万円以下	22万円	26万円	
	950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円	
	<扶養控除>			
	扶養親族(16歳未満の者については適用なし)	所得控除	33万円	
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	所得控除	45万円	
	老人扶養親族(同居老親等を除く)	所得控除	38万円	
	同居老親等(直系の尊属)	所得控除	45万円	

次ページに続く

次ページに続く

6 税の控除・減免

(2) 各種税

《障がいのある方や児童》

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先
住民税	前年の合計所得金額が135万円以下のとき(退職手当除く)	非課税	市町村 税務担当課
贈与税	○特定障害者(注3)を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、財産が信託されたときの、信託受益権のうち6,000万円(特別障害者以外の特定障害者は3,000万円)までの額	非課税 ※障害者非課税信託申告書を信託会社等を経由して税務署長に提出する必要がある	税務署
相続税	○障害者控除 相続又は遺贈によって財産を取得した一定の相続人が障害者の場合(注1)	税額控除 85歳に達するまでの1年につき10万円	税務署
	○障害者控除 相続又は遺贈によって財産を取得した一定の相続人が特別障害者の場合(注2)	税額控除 85歳に達するまでの1年につき20万円	
贈与税 相続税	○心身障害者扶養共済制度給付金を受ける権利の非課税心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を、相続や贈与によって取得したとき(脱退一時金を除く)	非課税	税務署
固定資産税	障がいのある方が居住する一定の住宅(賃貸住宅を除く)で、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定のバリアフリー工事が行われた場合	翌年度の固定資産税の3分の1が減額される(100㎡を限度) ※減免申請が必要です	市町村 税務担当課
個人事業税	両眼の視力を喪失した者、又は両眼の視力(屈折異常のある者は矯正視力)が0.06以下の者があん摩、はり等医業に類する事業を行う場合	非課税	県税事務所
自動車税 種別割 環境性能割 軽自動車税 (環境性能割) (注5)	減免の対象となる障がいのある方(注4)が所有又は取得する自動車で、 ①本人が運転 ②本人の通院・通学等のために年を通して本人と生計を一にする方が運転 ③障がいのある方(障がい者のみの世帯に限る)を常時介護する方が運転	減免限度額があります ※減免申請が必要です ※自動車税種別割は申請月から月割減免となります	大分県税事務所 自動車税管理室
軽自動車税 (種別割) (注5)	のいずれかに該当する場合等	減免 ※減免申請が必要です ※申請には期限があります	市町村 税務担当課

(注1) 障害者： 下記注2の特別障害者以外。

(注2) 特別障害者： 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。所得税、相続税、贈与税、住民税において適用される。

(注3) 特定障害者： 特別障害者及び特別障害者以外で精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる人

(注4) ・知的障がいのある方にあつては、療育手帳A1・A2の所持者

・精神障がいのある方にあつては、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者。

・身体障がいのある方にあつては、障がいの種別により異なるので、問い合わせ先に照会してください。

6 税の控除・減免

- (注5)
- ・ 令和元年10月1日から、自動車税は「自動車税種別割」に、軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称を変更しました
 - ・ 自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)は、自動車の燃費性能に応じて自動車の購入時に払うものです。
 - ・ 軽自動車税(種別割)は、市町村により対象となる障がいがある場合があります。

7 交通運賃・公共料金等の割引

(1) 交通運賃の割引

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような各種運賃割引等の特例があります。詳細については、各窓口にお問い合わせください。

〈旅客鉄道株式会社旅客運賃減額について〉

身体障害者手帳と療育手帳には、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額1種(または2種)」という記載があります。これは、JRを始めとする各種交通機関の料金割引等の基準となる数字で、1種か2種かで取扱いが違う場合があります。

- | | | |
|-----------|-----|---|
| 第1種身体障がい者 | ... | 視覚1～3級及び4級の一部、聴覚2～3級、肢体1級及び2～3級の一部、心臓・じん臓・呼吸器・小腸1級及び3～4級、ぼうこう・直腸1級及び3級、免疫・肝臓の機能障害1～4級 |
| 第2種身体障がい者 | ... | 「第1種身体障がい者」以外の身体障がい者 |
| 第1種知的障がい者 | ... | 療育手帳A1またはA2 |
| 第2種知的障がい者 | ... | 療育手帳B1またはB2 |

ア JR旅客運賃

問い合わせ先: JR九州案内センター 電話 0570-04-1717 (営業時間/9:00～17:30)

種別	割引の対象	乗車券類種別	割引率	距離制限等	注意事項等
身体・精神・知的障がい者	本人のみ	普通乗車券	5割引	片道 101km以上	○身体障害者手帳又は療育手帳を呈示
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 普通急行券		なし	○本人と介護者が同時に同区間、同種類の乗車券類を購入・利用する場合に限る ○身体障害者手帳又は療育手帳を呈示 ○介護者は1人のみ適用 ○小児定期の割引はなし ○介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期を発売
	本人のみ	普通乗車券		片道 101km以上	○身体障害者手帳又は療育手帳を呈示
	本人 (12歳未満に限る) と介護者	定期乗車券		なし	○本人と介護者が同時に同区間、同種類の乗車券類を購入・利用する場合に限る ○身体障害者手帳又は療育手帳を呈示 ○介護者は1人のみ適用 ○小児定期の割引なし ○介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期を発売

※2025年4月1日より精神障害者割引も追加となります

(ご参考HP)<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2232032.pdf>



7 交通運賃・公共料金等の割引

イ バス運賃

問い合わせ先:各バス会社

	種別	身体・知的障がい者第1種 及び精神障がい者1級				身体・知的障がい者第2種 及び精神障がい者2～3級				割引率
	手帳保有者	小児(12歳未満)		大人(12歳以上)		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)		
	対 象	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	
割引有無	普通運賃	○	○	○	○	○	×	○	×	5割引
	定期券	×	○	○	○	×	○	○	×	3割引
注意事項等	○購入・降車時は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示 ○介護者は1人のみ適用 ○いずれの運賃も5円の端数は切り上げ ○小児の定期券に関しては、大人の介護者のみ種別・等級を問わず割引適用 ○他の割引制度と重複は不可 ○路線によっては割引制度がない場合がありますので、ご利用前に各バス会社へお問い合わせください。									

ウ 航空旅客運賃(国内線)

問い合わせ先:各航空会社窓口

種別	割引の対象	割引率	注意事項等
身体・ が精 い神 者・ 知的 障	第1種・第2種 本人と介護者(障がいの ある方と同一便に搭乗し 同伴される場合)	概ね 2～5割引	○航空券購入時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示 ○介護者は12歳以上の方1人のみ適用 ○割引の対象・割引率・手続き等は各航空会社により異なります。詳細は各航空会社にお問い合わせください。

エ 船舶運賃

問い合わせ先:各船舶会社

障がい者手帳を提示すると運賃が割引されることがあります。各船舶会社によって制度や割引率が異なるため、利用する際には事前にお問い合わせください

オ タクシー運賃

問い合わせ先:各タクシー会社

※福祉車両を配車しているタクシー事業者等の一覧はR7年度よりホームページに掲載しています

<https://www.pref.oita.jp/site/shiori/>



割引の対象	割引率	注意事項等
・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	メーター表示額 から1割引	乗務員に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください

※割引実施を行っていないタクシー事業者もありますので、利用する際には事前にお問い合わせください。



7 交通運賃・公共料金等の割引

カ 有料道路通行料金

制度に関する問い合わせ先：有料道路事業者（西日本高速道路株式会社）

種別	割引の対象	割引率	注意事項等
第1種	身体障がい者が自ら運転する場合	最大 5割引	○割引を受けるためにはあらかじめ市福祉事務所、町村福祉担当課で登録手続きが必要 ○車両の登録条件等あり ○割引には有効期限あり ○他の割引との重複は不可 ○ 出口有人ブース又は料金精算機を利用する場合は、手帳の呈示が必要(注2) ○ETCご利用の場合は、手帳への登録手続きの他に、事前にETC利用の登録申込が必要。その場合は、障がいのある方本人の名義(未成年のときは、親権者又は後見人名義)のETCカードに限る。 ○詳細は、NEXCO西日本HPをご覧ください。 https://www.w-nexco.co.jp/disabled/
	身体及び知的障がい児・者を同乗させて、本人以外の者が運転する場合(注1)		
第2種	身体障がい者が自ら運転する場合		

(注1) 介護者が運転する場合、「道路介護」と記載されたシールでないと割引が適用になりません。

(注2) ・点検等によりETC走行できない場合、通信エラーにより開閉バーが開かない場合等含みます。

・ETC障がい者割引を登録済の方も、出口でETCカードを抜いて精算する場合は手帳の呈示が必要です。手帳の呈示がないと割引の対象となりません。有料道路を利用される際は、必ず手帳の携行をお願いします。

※令和5年3月27日(月)より制度が一部変更しております。最新の情報についてはNEXCO西日本HPをご確認ください。



7 交通運賃・公共料金等の割引

(2) 公共料金等の割引

《障がいのある方や児童》

ア NHK放送受信料

問い合わせ先: NHK放送受信料についてのお問い合わせ

電話0570-077-077 受付時間9:00~18:00(土日/祝日含む)

	対象	適用条件	申請窓口
全額免除	市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	市福祉事務所・町村障がい福祉担当課 またはNHK(「受信料の窓口」における郵送申請可)
	市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の場合	
	市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	申請書は窓口にあります
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合	

イ NTT西日本電話番号案内料

問い合わせ先: NTT西日本ふれあい案内事務局 電話0120-10-4174

受付時間9:00~17:00(土日/祝日/年末年始を除く)

	対象	注意事項等
全額免除	身体障害者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当する方	○ご利用になる前に事前登録が必要です。申込みについては、上記へお問い合わせください。 ○ふれあい案内の利用は、NTT西日本及びNTT東日本の104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話を含む)から、104をダイヤルした場合が対象です。
	・視覚障がいの1~6級 ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)の1、2級 ・聴覚障がいの2、3、4、6級 ・音声・言語又はそしゃく機能障がいの3、4級	
	療育手帳をお持ちの方	
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	

7 交通運賃・公共料金等の割引

ウ 携帯電話料金

問い合わせ先:各携帯業者

障害者手帳をお持ちの方を対象に、基本使用料金等の割引を実施している場合があります。
詳細については、各携帯業者へお問い合わせください。

・ソフトバンク(ハートフレンド割引) ・ドコモ(ハート割引) ・au(スマイルハート割引) 等

エ 郵便料金

問い合わせ先:郵便局窓口

区 分			重量／サイズ／料金／運賃	注意事項等
通常郵便物	第四種郵便物	点字郵便物 特定録音物等郵便物		3kgまで：無料
	低料第三種郵便物	心身障がい者団体が発行するもの	新聞 (月3回以上発行)	50gまで：8円 +50gごとに3円増(上限1kg)
			その他の定期刊行物	50gまで：15円 +50gごとに5円増(上限1kg)
荷 物	点字ゆうパック 聴覚障がい者用ゆうパック ※サイズは、長さ・厚さ・幅の合計(cm)とする区分		60サイズ 100円 80サイズ 210円 100サイズ 320円 120サイズ 420円 140サイズ 520円 160サイズ 630円 170サイズ 730円	減免・各種サービスについては、各種要件や申請等が必要な場合がありますので、郵便局窓口へお問い合わせください。
	心身障がい者用ゆうメール		150gまで 92円 250gまで 110円 500gまで 150円 1kgまで 180円 2kgまで 230円 3kgまで 310円	
青い鳥郵便葉書の無償配布(2024年度)		[対象] ① 重度の身体障がい者(1級又は2級の方) ② 重度の知的障がい者(療育手帳に「A」または「1度、2度」と表記されている方) [内容] 受付期間内に申し出た方へ通常葉書を20枚封筒に入れ、無償で差し上げます。(2024年度の受付期間は4月1日～5月31日) [手続] 最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く。)に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項を記入し、提出してください。(代理人による提出も可能) 2025年度の実施については、日本郵便ホームページまたは郵便局でご確認ください。 【ホームページ】 https://www.post.japanpost.jp/		
貯金に関する各種点字サービス		下記について点字サービスを取り扱っています。 詳細は郵便局にお問い合わせください。 ・貯金の取扱内容の通知 ・点字キャッシュカードの発行 ・各種商品、サービスの点字案内 等		

7 交通運賃・公共料金等の割引

オ J:COMハートフルプラン

問い合わせ先:J:COM 大分ケーブルテレコム

電話097-542-1121 受付時間9:00~17:00

対 象	対象サービス	サービス名	月額利用料金(税込)
身体障害者手帳 1、2級 療育手帳 A1、A2、B1 精神障害者保健福祉手帳 1級	ケーブルテレビ	J:COM TVシン・スタンダード	3,025円(注2,3)
		J:COM TVスタンダード(注1)	3,025円(注3)
	インターネット	J:COM NET光10Gコース(Wi-Fi付)	4,400円
		J:COM NET光5Gコース(Wi-Fi付)	3,960円
		J:COM NET光1Gコース(Wi-Fi付)	3,685円
	固定電話	J:COM NET PHONE	830円(注4)

注1) 地デジ・BSデジタルを含みます。

注2) 別途J:COM NETの契約が必要。

注3) 別途機器利用料が必要となります(月額277円(税込)～398円(税込))。
ご利用料金にNHK受信料は含まれません。

注4) 別途ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料及び通話料が必要です。

※J:COMサービスへの切り替えが必要な場合があります。

※ご加入には、対象の各手帳、証明書確認が必要です。

※お申し込みからサービス利用開始までお時間をいただく場合があります。

※ご本人と同居し扶養されているご家族も対象となります。

※大分市/由布市/津久見市の各エリアの一部(集合住宅は光導入物件のみ)、豊後大野市、九重町、
国東市、竹田市、臼杵市、宇佐市(TVサービスを除く)で提供しています。

なおエリア内であっても、ご住所や建物によってはご利用いただけない場合があります。

※各サービスのご利用・解約、サービス変更には工事費/手数料/初期費用などが必要です。

【ホームページ】https://www.jcom.co.jp/service/heartful_pack

その他ケーブルテレビ会社等(市町村含む)においても割引を実施している場合があります。

詳細については、各実施主体へお問い合わせください。

8 雇用・就労支援

(1) 雇用の状況

《障がいのある方等》

障害者の雇用の促進等に関する法律により、令和6年4月から、民間の事業主は常用雇用労働者数の2.5%以上の障がいのある方を雇用しなければならないことになっています(令和8年7月からは、更に2.7%以上に上げられます)。

また、こうした雇用義務を軽減する目的で業種により設定されている除外率についても、令和7年4月からそれぞれ10%引下げられ、民間の事業主が障害のある方を雇用する努力がより求められます。

令和6年6月1日現在の障がい者雇用率は、全国平均2.41%に対して、大分県は2.77%と、全国第8位の高い水準となっています。

(2) 職業の紹介

《障がいのある方等》

障がいのある方の就職や採用についてのご相談は、まずハローワークへご連絡ください。

ハローワークでは、障がいの種類、程度に応じたきめ細かな職業相談を実施しています。

名称	所在地	電話 / FAX
ハローワーク大分	〒870-8555 大分市都町4-1-20	097-538-8609/537-8609
ハローワーク別府	〒874-0902 別府市青山町11-22	0977-23-8609/ 24-2937
ハローワーク中津	〒871-8609 中津市大字中殿550-21	0979-24-8609/ 22-5469
ハローワーク日田	〒877-0012 日田市淡窓1-43-1	0973-22-8609/ 23-4125
ハローワーク佐伯	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28	0972-24-8609/ 24-8619
ハローワーク宇佐	〒879-0453 宇佐市大字上田1055-1	0978-32-8609/ 32-1648
ハローワーク豊後大野	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9	0974-22-8609/ 22-8608

(3) トライアル雇用（試行雇用）

《障がいのある方等》

障がいのある方を一定期間試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、事業主と障がいのある方の相互理解を深めていただき、常用雇用への移行や雇用機会の創出を図るもので、ハローワークなどの紹介が必要です。

＊トライアル雇用の実施に当たっては、雇用保険の適用事業主であることや雇用契約を結ぶ等の条件があります。

＊トライアル雇用期間：原則3か月(精神障がいのある方は原則6か月)

身体障がい・知的障がいのある方は、1か月または2か月とすることができる

精神障がいのある方は、12か月まで延長することが可能

＊事業主の方への奨励金：1人につき月額最大40,000円

(精神障がいのある方を雇用する場合は、3か月間は最大8万円、4か月目以降(最長6か月間)は最大4万円)

【問い合わせ先】各ハローワーク(上記(2) 参照)

8 雇用・就労支援

(4) 職業訓練

《障がいのある方等》

障がいのある方の就職を容易にし、職業の自立を図るための訓練を職業能力開発校で行っています。

【障がい者職業能力開発校】

訓練校名	定員	訓練期間	入校月	所在地 電話/FAX
福岡障害者職業能力開発校	135名	1年 (一部2年) (一部半年)	4月 (一部10月)	北九州市若松区大字蛸住1728-1 093-741-5431/ 093-741-1340
鹿児島障害者職業能力開発校	100名	1年	4月	薩摩川内市入来町浦之名1432 0996-44-2206/ 0996-44-2207

【職業能力開発校】

訓練校名	訓練期間	入校月	所在地	電話/FAX
大分県立大分高等技術専門校	1年 (一部2年)	4月	〒870-1141 大分市大字下宗方1035-1	097-542-3411 097-586-1121
大分県立佐伯高等技術専門校	1年	4月 (一部10月)	〒876-0822 佐伯市西浜8-31	0972-22-0767 0972-22-0773
大分県立日田高等技術専門校	1年	4月	〒877-0084 日田市朝日ヶ丘576-10	0973-22-0789 0973-22-6405
大分県立竹工芸訓練センター	2年	4月	〒874-0836 別府市東荘園3-4-3	0977-23-3609 0977-26-5969

* 選考に合格した方は、校内訓練を受講できます。

* 訓練費用: 無料(一部、実費負担有)

* 訓練手当: 入校した方のうち一定の条件を満たす場合には、訓練手当が支給されます。

【職業能力開発校が実施する委託訓練】

障がいのある方が就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を企業・社会福祉法人等に委託して実施します。

訓練校名	訓練期間	定員	訓練期間	所在地等
大分県立大分高等技術専門校	介護チャレンジ科	7名	3か月	上記参照
	パソコンチャレンジ(初級)科	10名	3か月	
	パソコン実践(中級)科(大分会場)	7名	3か月	
	パソコン実践(中級)科(別府会場)	7名	3か月	
大分県立大分高等技術専門校	早期就労訓練科	15名 (4校計)	1～3か月	
大分県立佐伯高等技術専門校				
大分県立日田高等技術専門校	就労訓練科	32名 (4校計)		
大分県立竹工芸訓練センター				

※訓練を受ける際には、大分県立大分高等技術専門校、大分県立佐伯高等技術専門校、大分県立日田高等技術専門校、大分県立竹工芸センターへの入校が必要です。詳細は各校にお問い合わせください。

【問い合わせ先】各職業能力開発校(上記参照)

8 雇用・就労支援

(5) 職場適応訓練

《障がいのある方等》

障がいのある方が職場環境に適応することを容易にするため、公共職業安定所の受講指示により民間事業所に委託して訓練を行います。

＊訓練期間：原則として6か月以内(重度障がいのある方は1年以内)

＊訓練手当：雇用保険法その他の法による給付を受けていない訓練生には訓練手当が支給されます。

また、事業主には訓練生1人につき月額24,000円の委託費が支給されます。

(重度障がいのある方の場合月額25,000円)

【問い合わせ先】県商工観光労働部雇用労働室(電話097-506-3342(直通) FAX 097-506-1756)

(6) 障害者職業センター

《障がいのある方等》

障がいのある方に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がいのある方の雇用管理に関する相談・援助・地域の関係機関に対する助言・援助を実施しています

名称	所在地	電話/FAX
大分障害者職業センター	〒870-0131 大分市皆春1483-1	097-503-6600 097-503-6601

(7) 障害者就業・生活支援センター

《障がいのある方等》

就職を希望する障がいのある方や離職のおそれのある在職中の障がいのある方に対し、職場実習あっせん等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談支援を行っています。(P14参照)

(8) (公財)大分県総合雇用推進協会

《障がいのある方等》

事業主に対する雇用促進に関する啓発を行い、障がいのある方の雇用を推進しています。

名称	所在地	電話/FAX
(公財)大分県総合雇用推進協会	〒870-0035 大分市中央町4丁目2-16サンリラ中央3階	097-532-8486 097-536-3945

9 学校教育

(1) 障がいの状態や教育的ニーズに応じた多様な学び場

《障がいのある児童》

視覚に障がいのある子ども、聴覚に障がいのある子ども、知的障がいのある子どもや発達障がいのある子どもなど、障がいの状態は様々ですが、それぞれの障がいの種類や程度、教育的ニーズ等に応じて、特別支援学校や小・中学校等の特別支援学級、通級指導教室、通常の学級の学びの場があります。

ア 特別支援学校

さくらの杜高等支援学校を除く県内の特別支援学校全校に小学部・中学部・高等部を設置し、一貫した教育を行っています。学校によっては幼稚部も設置しています

特別支援学校では、幼稚園、小・中学校や高等学校に準じた教育を行うとともに、「自立活動」などを通して、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指した指導を行っています。

なお、障がいの状態から通学が難しい児童生徒については、教員が家庭等を訪問して授業を行う「訪問教育」の制度があります。

【問い合わせ先】

学校名	所在地	電話	電話	電話
盲学校	〒870-0026 大分市金池町3-1-75	097-532-2638	視覚、知的(注1)	幼,小,中,高
聾学校	〒870-0026 大分市金池町3-1-60	097-538-6661	聴覚	幼,小,中,高
別府支援学校	〒874-0840 別府市鶴見4224	0977-24-0108	肢体、病弱	小,中,高
別府支援学校鶴見校	〒874-0838 別府市鶴見4075-12	0977-21-1349	肢体	幼,小,中,高
別府支援学校石垣原校	〒874-0838 別府市鶴見4050-293	0977-24-6060	病弱	小,中,高
さくらの杜高等支援学校	〒870-0823 大分市東大道2-5-23	097-543-1700	知的	高
宇佐支援学校	〒879-0314 宇佐市猿渡1137-19	0978-32-1780	知的、肢体(注2)	小,中,高
中津支援学校	〒871-0008 中津市大塚1番地	0979-22-0550	知的、肢体(注2)	小,中,高
日出支援学校	〒879-1504 速見郡日出町大神1618-1	0977-72-2305	知的、肢体(注2)	小,中,高
南石垣支援学校	〒874-0910 別府市石垣西1-2-5	0977-23-3454	知的	小,中,高
由布支援学校	〒879-5406 由布市庄内町西長宝1796	097-582-0326	知的、肢体(注2)	小,中,高
新生支援学校	〒870-1155 大分市玉沢980-1	097-541-0336	知的、肢体(注2)	小,中,高
大分支援学校	〒870-0261 大分市志村763-1	097-527-2711	知的、肢体(注2)	小,中,高
中央支援学校	〒870-0823 大分市東大道2-5-12	097-543-0011	知的、肢体(注2)	小,中,高
臼杵支援学校	〒875-0083 臼杵市井村911	0972-62-3930	知的、肢体(注2)	小,中,高
佐伯支援学校	〒876-2121 佐伯市木立839-5	0972-28-3144	知的、肢体(注2)	小,中,高
竹田支援学校	〒878-0023 竹田市君ヶ園1170	0974-63-0722	知的、肢体(注2)	小,中,高
日田支援学校	〒877-1352 日田市西有田2941-1	0973-24-2000	知的、肢体(注2)	小,中,高
大分大学附属特別支援学校	〒870-0819 大分市王子新町1-1	097-543-8317	知的	小,中,高

(注1)知的:知的障がいと視覚障がいを併せ有する幼児児童生徒

(注2)肢体:肢体不自由に知的障がいを併せ有する児童生徒。

次ページに続く

9 学校教育

イ 小・中学校等の特別支援学級、通級指導教室

障がいのある子どもには、小学校や中学校等に設置している特別支援学級や通級指導教室においても教育が行われています。

平成30年度より、一部の高等学校において通級による指導が実施されています。

※特別支援学校や特別支援学級等に就学した場合、給食費や通学費、修学旅行費、学用品費などを補助する制度があります。

なお、通常の学級で学ぶ児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度に該当)についても、補助対象となっています。

(保護者等から提出される「世帯の状況及び世帯の収入状況」に基づいて支給内容が決定されます)

【問い合わせ先】市町村教育委員会(P81参照)

ウ 小・中学校等の通常の学級における支援

小・中学校等の通常の学級に在籍している障がいのある子どもに対しては、必要に応じ、個々の特性を生かした教科指導や好ましい対人関係づくり、行動面の改善などの教育的な支援を行っています。

(2) 各種相談

《障がいのある児童》

ア 障がい児巡回就学相談

各市町村教育委員会では、次年度新たに小学校に入学する予定で障がいのある幼児の保護者等に対して就学に関わる相談対応を行っています。

【問い合わせ先】市町村教育委員会(P81参照)

イ 大分県教育センターの教育相談

相談の対象:幼児児童生徒とその保護者、園や学校の担任

相談の内容:家庭や学校等での支援に関すること、就学や進路に関することなど

相談の申込:大分県教育センター 特別支援教育部

〒870-1124 大分市大字旦野原847-2 電話 097-569-0232

※詳細は大分県教育センターのホームページをご覧ください。

ウ 特別支援学校での教育相談

特別支援学校では、地域の特別支援教育のセンター的機能の役割として、地域にある国立・公立・私立の保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校(以下「小・中学校等」)等からの要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が学校を訪問し、当該学校等の教員に対して、発達障がい等を含む障がいのある幼児児童生徒に対する指導内容・指導方法に関する支援・助言を行う巡回相談や専門家チーム会議(相談会)を行っています。

また、聾学校では、聴覚に障がいのある乳幼児を対象にした「乳幼児教育相談」を実施しています。盲学校及び聾学校では、視覚や聴覚に障がいのある子どもを対象にした巡回相談も行っています。

各学校内での教育相談も行っていますので、詳しくは、各学校へお問い合わせください。

10 社会参加の促進

(1) 障がいのある方にやさしいまちづくり

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方、高齢者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進するために、県は「福祉のまちづくり条例」を平成7年3月に制定し、建築物や道路などについて、出入口や歩道の幅員、階段の手すりなどの整備基準を定めています。

整備基準が適用される施設としては、病院、劇場、百貨店、ホテル、福祉施設、公衆便所、官公庁舎、学校、共同住宅など多数の県民が利用する建築物の他、道路、公園、緑地などの公共の用に供する施設があります。

ア おおいたユニバーサルデザインの推進

福祉のまちづくりに関する意識啓発を深めるため、ユニバーサルデザイン(UD)の普及啓発活動を実施しています。

【おおいたユニバーサルデザインのホームページ】

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/ud-syokai.html>

イ ホームページ「大分バリアフリーマップ」の活用

高齢者や障がいのある方、小さな子どもさん連れの方などすべての人が安心して外出することができるように、大分県内の各施設のバリアフリー情報をホームページ上で紹介する事業を令和6年度から民間福祉団体に移管し、活用を図っています。

【問い合わせ先】別府・大分バリアフリーツアーセンター(電話090-6633-4882)

【大分バリアフリーマップのホームページ】 <http://oita.bfmap.jp/>

ウ 障がいを理由とする差別解消に向けた啓発動画の公開

障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がい関係団体の監修・協力の下、県内事例や当事者目線を踏まえながら、障がい当事者にも出演していただくなど、実情に即した啓発動画を公開しています。

【問い合わせ先】県障害福祉課(電話:097-506-2723)／大分県社会参加推進センター(電話:097-558-8797)

【啓発動画URL】

「障がいのある人もない人も誰もが自分らしく生きる大分県にするために」

<https://www.youtube.com/watch?v=DpMVfVfyZyl&t=3s>



「障がい者差別解消推進動画(合理的配慮の提供)」

<https://www.youtube.com/watch?v=HSoW2S2pruw>



エ 啓発講座の実施

企業等において、障がいへの理解を深め、適切な配慮がなされるように、法令や障がい特性等について説明を行う啓発講座を実施しています。

【問い合わせ先】県障害福祉課(電話097-506-2723)

10 社会参加の促進

(2) ヘルプマーク、ヘルプカード

《障がいのある方や児童等》

内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわからない方が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

ストラップ型のヘルプマークはカバンなどに取り付けることができ、ヘルプカードの裏面には、ご自身の症状や配慮してもらいたいことを自由に書き込むことができます。

大分県庁(障害福祉課)や市町村の福祉担当窓口等で無料配布しています。

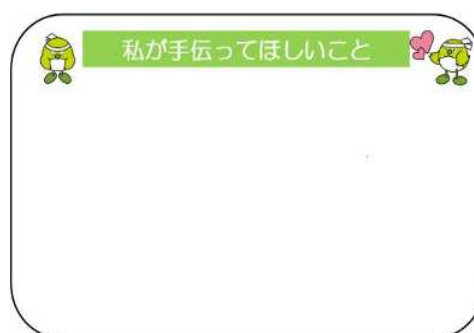
【問い合わせ先】県障害福祉課(P80参照)



表



裏



(3) 車いすマーク駐車場の適正利用の促進 (大分あったか・はーと駐車場利用証制度)

《障がいのある方や児童》

車いすマーク駐車場の適正利用とマナーアップを推進するため、障がいのある方、介護の必要な高齢者など、歩行が困難な方に駐車場の利用証を発行しています。(P108-109参照)

- ・令和3年4月から電子申請が開始されました。
- ・令和4年1月から「聴覚障がい者(2級、3級)」が対象者に追加されました。

【問い合わせ先】県福祉保健企画課(電話097-506-2591)

【大分あったか・はーと駐車場利用証制度のホームページ】

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/attaka-heart.html>



10 社会参加の促進

(4) 「駐車禁止除外指定車標章」の交付

《障がいのある方》

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(障がいの程度が次の表に該当するもの)は、現に利用中の車を駐車禁止規制の対象から除外する「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

ただし、除外される場所は、指定駐車禁止場所(公安委員会が駐車禁止の標識を設置して規制を行っている場所)に限られ、上記標章を掲出しておく必要があります。

駐停車禁止場所や法定の駐車禁止場所(例:交差点の前後5メートル以内等)には駐車できませんので注意してください。

申請は、住所地を管轄する警察署の交通課窓口で行って下さい。申請にあたっては、各種手帳の写し(障がい名及び障がいの程度・等級が判るもの)を申請書(窓口にて用意しています)に添えて提出してください。

障がいの区分等			対象となる障がいの級別等
身体障害者手帳	視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1
	聴覚障がい		2級及び3級
	平衡機能障がい		3級
	上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由		1級から4級までの各級
	体幹不自由		1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
		移動機能	1級から3級までの各級
	心臓機能障がい		1級及び3級
	じん臓機能障がい		1級及び3級
	呼吸器機能障がい		1級及び3級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級
	小腸機能障がい		1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級	
療育手帳			A1、A2
精神障害者保健福祉手帳			1級

※ 障がいの級別は総合等級ではなく、個別の等級です。

※ 小児慢性特定疾病医療受給者証の疾病名欄により色素性乾皮症であることが確認できる人も対象となります

※ 戦傷病者手帳の交付を受けている人も対象となる場合がありますので、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】警察本部交通部交通規制課(電話097-536-2131(代表)、5183(内線))

10 社会参加の促進

(5) 「肢体不自由の障がいのある運転手等」の保護

《身体障がいのある方》

自動車の運転者は、

- ① 肢体不自由の障がいのある運転者が、身体障がい者マークを付けた普通自動車を運転している場合
- ② 聴覚障がいのある運転者が、聴覚障がい者マークを付けて普通自動車や準中型自動車を運転している場合は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、幅寄せや必要な車間距離が保てなくなるよう進路変更をしてはいけないうこととなっています。
(道路交通法第71条第5号の4、大分県道路交通法施行細則第14条第10号)

※ 肢体不自由の障がいのある運転者とは、普通自動車を運転することができる免許を受けている方で、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方をいいます。
(例:義足を付けて運転することが条件となっている場合など)

※ 聴覚障がいのある運転者とは、普通自動車や準中型自動車を運転することができる免許を受けている方で、

- ① 補聴器を用いても、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障がいがあることを理由に免許に条件を付されている方
- ② 補聴器を用いれば、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえる方で、補聴器を用いないで運転するときは聴覚障がい者標識を表示することとする条件が付されている方をいいます。

【問い合わせ先】警察本部交通部交通企画課又は各警察署交通課



身体障がい者
マーク



聴覚障がい者
マーク

(6) 身体障害者補助犬の貸与

《身体障がいのある方》

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を使用することにより社会参加が見込まれる身体障がいのある方に、補助犬を貸与します。



種 別	問い合わせ先	電話/FAX
盲導犬	大分盲導犬協会	0977-67-6704
介助犬／聴導犬	県障害者社会参加推進室	097-506-2725 / 506-1736

また、補助犬使用者や受入れ側施設からの相談に対応する相談窓口を設置しています。

区 域	問い合わせ先	電話/FAX
大分市	大分盲導犬協会	097-537-5658 / 537-1411
大分市以外の市町村	県障害者社会参加推進室	097-506-2725 / 506-1736

10 社会参加の促進

(7) 芸術文化の振興

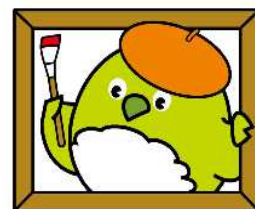
《障がいのある方や児童等》

障がいのある方が芸術文化活動を通じて自立と社会参加への意欲を高めるとともに、県民の障がいに対する理解と認識をより一層深めるために、各種の行事を行っています。

ア おおいた障がい者芸術文化支援センター

障がいのある人等の芸術文化活動を支援するために令和元年11月に開設した「おおいた障がい者芸術文化支援センター」では、次のことに取り組みます。

- ◇相談窓口の設置
- ◇創造機会の拡充(オープンアトリエ、学校や福祉施設へのアウトリーチ等)
- ◇作品や表現活動等の発表機会の拡充(県立美術館での展覧会等)
- ◇鑑賞機会の拡大(鑑賞サポート公演等)
- ◇作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流促進
- ◇人材の育成(セミナー開催等)
- ◇情報収集・情報発信



【問い合わせ先】おおいた障がい者芸術文化支援センター

電話/FAX 097-533-4505/097-533-4013
E-mail artbrut-oita@emo.or.jp
URL <http://artbrut-oita.com/>
Facebook おおいた障がい者芸術文化支援センター

イ 障がい者・児 秋の交歓会

障がいのある方とない方が交流し、お互いの理解を深めるために、ふれあい広場(バンド演奏等のステージ、テント出店)、ふうせんバレーボールなどのイベントを、毎年9月～11月頃に開催しています。

【問い合わせ先】大分県障害者社会参加推進センター(電話 097-558-8797)

ウ ときめき作品展

毎年11月頃に開催される障がいのある人からの公募作品展。絵画、工芸、写真、書、陶芸、合作の6部門から構成され、来場者の投票により「ときめき大賞」を決定します。

【問い合わせ先】大分県障害者社会参加推進センター(電話 097-558-8797)

エ 誰でも楽しめる映画館

毎年11月頃に開催される障がいのある人からの公募作品展。絵画、工芸、写真、書、陶芸、合作の6部門から構成され、来場者の投票により「ときめき大賞」を決定します。

【問い合わせ先】大分県障害者社会参加推進センター(電話 097-558-8797)



10 社会参加の促進

(8) スポーツの振興

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方がスポーツを通じて健康の維持、体力の増進を図るとともに、お互いの理解を深め、社会参加への意欲を高めるために各種のスポーツ大会を開催しています。

また、障がい者スポーツの振興のために、障がい者スポーツ指導員や選手を学校などに派遣し、交流会などを開催するとともに、障がい者スポーツ団体が開催する大会の運営費や県外大会への参加費用の支援をしています。

ア 大分国際車いすマラソン

昭和56年(1981年)の国際障害者年を記念してスタートした、世界最高峰の車いす単独のマラソン大会です。

毎年11月第3週日曜日に行われ、世界中から多くの選手が参加しています。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会(電話 097-533-6006)

【大分国際車いすマラソンのホームページ】 <https://kurumaisu-marathon.com>

イ 大分県障がい者スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

4月上旬から年間を通じて競技ごとに行う、障がいのある方(身体・知的・精神)のためのスポーツ大会です。また、この大会の成績上位者等を、毎年秋に行われる全国障害者スポーツ大会へ大分県代表として派遣しています。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会(電話 097-533-6006)

【大分県障がい者スポーツ協会のホームページ】 <https://oita-syotai-kyo.org/>

ウ 大分県ゆうあいスポーツ大会

毎年春に行っている、知的障がいのある方のためのスポーツ大会です。

【問い合わせ先】大分県知的障害者施設協議会(電話 097-558-0300)

エ 障がい者スポーツ団体振興事業、障がい者スポーツ団体地域活動支援事業

障がい者スポーツを奨励し、健康の維持増進を図るとともに、社会参加を促進するため、障がい者スポーツ団体等に対して、競技力向上に向けた活動や県大会の開催、県外大会に選手を派遣するために必要な経費の一部を補助しています。

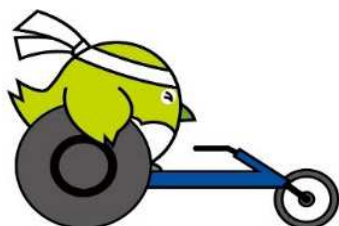
【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会(電話 097-533-6006)

オ その他障がい者スポーツの推進事業

2021年に開催された東京パラリンピック競技大会等による障がい者スポーツの盛り上がりをつえ、県内の障がいのある方々が身近な地域でスポーツできる環境をつくるため総合型地域スポーツクラブ等と連携する活動や、スポーツに挑戦してみたい障がいのある方々等を対象とする体験会を行っています。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会(電話 097-533-6006)

【大分県障がい者スポーツ協会のホームページ】 <https://oita-syotai-kyo.org/>



10 社会参加の促進

(9) 各種奉仕員等の養成、派遣

《身体障がいのある方や児童》

視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方、視覚と聴覚に重複して障がいのある方等のコミュニケーションを確保するために、以下のような養成や派遣等が行われています。

内容	問い合わせ先	電話／FAX
点訳奉仕員の養成	大分県点字図書館	097-538-0399/538-0537
音訳奉仕員の養成	(大分県盲人福祉センター内)	
手話通訳者の養成	(福)大分県聴覚障害者協会	097-554-1335/554-1336
手話通訳者の派遣		
要約筆記者の養成		
要約筆記者の派遣		
盲ろう者通訳介助員の養成		
盲ろう者通訳介助員の派遣		
音声機能障がい者発声訓練指導者の養成	大分豊声会	097-520-3034
点字による情報の提供	(福)大分県盲人協会	097-532-8450



(10) 療育キャンプ

《障がいのある方や児童》

脳性まひ児やダウン症児、自閉症児の療育訓練の向上を図るために、夏季の集中・集団療育訓練キャンプが実施されています

【問い合わせ先】大分県脳性まひ児者父母の会、大分県ダウン症連絡協議会、大分県自閉症協会

(P84参照)

(11) 点字図書、録音図書の貸出・閲覧

《身体障がいのある方や児童》

大分県点字図書館では、点字刊行物や録音図書の貸出と閲覧を行うとともに、点字図書、録音図書の普及、啓発や相談も行っています。(P59参照)

大分県立図書館では、活字による読書が困難な方を対象に「サピエ図書館」や「国立国会図書館 視覚障害者等用データ送信サービス」を利用し、録音図書・再生機の貸出を行っています。

【問い合わせ先】大分県立図書館(電話:097-546-9971)

(12) 字幕入りDVD等の貸出・閲覧

《身体障がいのある方や児童》

大分県聴覚障害者センターでは、テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオテープやDVDの貸出と閲覧を行っています。(P59参照)

10 社会参加の促進

(13) 選挙における投票環境

《障がいのある方》

障がいのある方等が選挙に参加しやすくするために、以下のように配慮しています。

ア 投票所における介助・支援

投票に際して介助や支援が必要な方は、申し出により係員から介助・支援を受けることができます。

イ 車いす用スロープ及び車いす用記載台等の設置

車いすや足の不自由な方がスムーズに移動できるよう、できるだけ投票所の出入口にスロープを設置し、土足のまま投票所に入場できるようにしています。また、車いす用の投票記載台を設けるようにしています。

ウ 病院や老人ホーム等における不在者投票の実施

都道府県選挙管理委員会の指定を受けた病院や老人ホーム等に入院・入所している方で、選挙の当日、歩行が困難であることや施設が自己の属する投票区の区域外にあるなどの不在者投票事由に該当する方は、その施設で不在者投票ができます。

エ 郵便等投票制度の実施

身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳を所有し、重度の障がいのある方(一定の要件を満たす方)又は介護保険の要介護者で要介護5の方については、郵便等による不在者投票ができます。

また、上記のうち上肢若しくは視覚に重度の障がいのある方は代理記載制度を利用することができます。ただし、これらの制度等を利用する場合は、予め市町村選挙管理委員会に申請を行い郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

オ 点字投票用具(点字器)の設置等

視覚障がいのある方のために、投票用紙に点字で選挙の種類を表示し、点字投票の申し出のある投票所については点字器を設置するようにしています。また、投票所では、申し出により候補者等の氏名などを点字で確認することができます。

カ 候補者情報の周知

国政選挙や知事選挙においては、選挙公報を点訳した「点字による選挙のお知らせ」を、県議会議員選挙においては候補者情報(氏名・所属党派・職業等)を音声化したCD等を視覚障がいのある方に無償配布するとともに、候補者情報をウェブサイトに掲載して選挙の周知に努めています。

【問い合わせ先】市町村選挙管理委員会又は大分県選挙管理委員会(電話097-506-2412)



11 施設・事業所・医療機関



※(2)～(8)はデジタル化推進のため、最新の事業所一覧をホームページに掲載するようにしました。

施設・事業所	身体	知的	精神	難病等	備考
(1) 社会参加に関すること (P59参照)					身体障害者福祉法
ア 視覚障害者情報提供施設	○				
イ 聴覚障害者情報提供施設	○				
ウ 身体障害者福祉セ	○	○	○		
(2) 障がいのある子どもに関すること					児童福祉法
ア 医療型児童発達支援センター	○				
イ 福祉型障害児入所施設	○	○	○		
ウ 医療型障害児入所施設	○	○			
エ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関	○	○			
オ 児童発達支援事業所	○	○	○		
カ 放課後等デイサービス事業所	○	○	○		
キ 保育所等訪問支援事業所	○	○	○		
ク 居宅訪問型児童発達支援事業所	○	○	○		
(3) 居住に関すること					障害者総合支援法
ア 障害者支援施設	○	○	○	○	
イ 共同生活援助事業所	○		○	○	
ウ 宿泊型自立訓練施設		○	○	○	
エ 自立生活援助事業所	○		○	○	
オ 福祉ホーム	○				(地域生活支援事業)
カ 知的障害者通勤ホーム		○	○		(その他)
(4) 介護に関すること					障害者総合支援法
ア 療養介護施設	○	○	○	○	障害福祉サービス
イ 生活介護事業所	○	○	○	○	
(5) 訓練等に関すること					障害者総合支援法
ア 自立訓練(生活訓練)事業所		○	○	○	障害福祉サービス
イ 自立訓練(機能訓練)事業所	○			○	
ウ 地域活動支援センター	○	○	○		(地域生活支援事業)
(6) 就労に関すること					障害者総合支援法
ア 就労移行支援事業所	○	○	○	○	障害福祉サービス
イ 就労継続支援(A型・B型)事業所	○	○	○	○	
ウ 就労定着支援事業所	○	○	○	○	
(7) 救護に関すること					生活保護法
ア 救護施設	○	○	○		
(8) その他指定事業所					障害者総合支援法
ア 居宅介護事業所	○	○	○	○	
イ 重度訪問介護事業所	○	○	○	○	
ウ 行動援護事業所	○	○	○	○	
エ 同行援護事業所	○	○	○	○	
オ 短期入所事業所	○	○	○	○	
カ 共同生活援助事業所	○	○	○	○	
キ 指定特定相談支援事業所	○	○	○	○	
ク 指定一般相談支援事業所	○	○	○	○	
ケ 指定障害児相談支援事業所	○	○	○	○	
(9) 自立支援医療の指定医療機関 (P63-79参照)					障害者総合支援法
ア 育成医療・更生医療	○				
イ 精神通院医療			○		

※ 各障がい福祉サービス事業所の詳細情報については、独立行政法人福祉医療機構が運営する総合情報サイト(WAMNET)の障害福祉サービス等情報検索で確認することができます。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

※ 掲載している情報は事業所台帳から引用していますので、修正等が必要な場合は変更届出書をご提出ください。

II 施設・事業所・医療機関

(1) 社会参加に関すること

《身体障がいのある方や児童》

ア 視覚障害者情報提供施設

点字図書や録音図書を無料で閲覧、利用又は借りることができる視覚障がいのある方のための施設です。ここでは点字図書や録音図書の普及・啓発、対面朗読等のプライベートサービスや点訳・音訳奉仕員の養成も行われています。

施設の名称	設置主体	定員	所在地	電話 / FAX
大分県点字図書館	(福)大分県盲人協会	—	〒870-0043 大分市中島東1-2-28 (大分県盲人福祉センター内)	097-538-0399 097-538-0537

イ 聴覚障害者情報提供施設

字幕入りDVD等を無料で閲覧又は借りることができる聴覚障がいのある方のための施設です。また、ここでは手話通訳者等の養成や派遣を行ったり、聴覚障がいのある方からの相談に応じています。

施設の名称	設置主体	定員	所在地	電話 / FAX
大分県聴覚障害者センター	大分県	—	〒870-0907 大分市大津町1-9-5	097-551-2152 097-556-0556

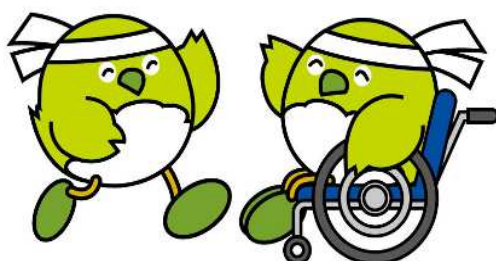
※ 管理・運営を指定管理者である(福)大分県聴覚障害者協会に委託しています。

ウ 身体障害者福祉センター

主に障がいのある方が機能回復訓練やスポーツ、レクリエーション等を行うための施設で、障がいのある方等からの各種相談にも応じています。

施設の名称	設置主体	定員	所在地	電話 / FAX
大分県身体障害者福祉センター (愛称:あすびあ おおいた)	大分県	—	〒870-0907 大分市大津町2-1-41	097-558-4849 097-558-0316

※ 管理・運営を指定管理者である(福)大分県社会福祉協議会に委託しています。



11 施設・事業所・医療機関

(2) 障がいのある子どもに関すること

ア 児童発達支援センター

障がいのある児童のための児童福祉施設(通所)で、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

イ 福祉型障害児入所施設

障がいのある児童のための児童福祉施設(入所)で、児童の保護、日常生活の指導、知識技能の付与等を行います。

ウ 医療型障害児入所施設

障がいのある児童のための児童福祉施設(入所)で、児童の保護、日常生活の指導、知識技能の付与等の他、治療を行います。

エ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関

厚生労働大臣の指定を受けた医療機関(入院)で、医療型障害児入所施設と同様のサービスを行います。

オ 児童発達支援事業所

児童福祉施設に該当しない通所支援事業所で、主として未就学の障がいのある児童に対する療育を行います。

カ 放課後等デイサービス事業所

児童福祉施設に該当しない通所支援事業所で、主として就学期の障がいのある児童に対し、生活能力向上のための訓練等を行います。

キ 居宅訪問型児童発達支援事業所

障がいのある児童につき、その児童が通う施設(保育所、幼稚園、学校等)を訪問し、その児童以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援を行います。

ク 居宅訪問型児童発達支援事業所

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

(3) 居住に関すること

ア 障害者支援施設

施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを提供します。

イ 共同生活援助事業所

障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

ウ 宿泊型自立訓練施設

知的障がいや精神障がいのある方に対して、居室等を使い、日常生活能力を向上させるための支援や、日常生活上の助言を行います。

11 施設・事業所・医療機関

(3) 居住に関すること

エ 自立生活援助事業所

単身などで生活する障がい者が自立した生活が送れるように、定期的な巡回訪問や相談対応等、必要な援助を行います。

オ 福祉ホーム

障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある障害のある方のための施設(入所)で、日常生活に適した居室その他の設備が低額な料金で利用でき、日常生活に必要な便宜を受けることができます。

(4) 介護に関すること

ア 療養介護施設

医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、日常生活上の世話等を提供します。

イ 生活介護事業所

常時介護を必要とする障がい者で、主に昼間に入浴・排せつ・食事の介護、創造的活動または生産活動の機会を提供します。

(5) 訓練等に関すること

ア 自立訓練(生活訓練)事業所

障がい者に対して自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、生活能力の向上のための訓練等を提供します。

イ 自立訓練(機能訓練)事業所

障がい者に対して自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能の向上のための訓練等を提供します。

ウ 地域活動支援センター

市町村が実施する地域生活支援事業の1つであり、各市町村から委託を受け、創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の活動を行っています。それぞれの事業所の活動内容については、各事業所で異なります。

(6) 就労に関すること

ア 就労移行支援事業

就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。

イ 就労継続支援(A型・B型)事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。

※指定就労継続支援(A型・B型)事業者は、障がい種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの提供に当たって、利用者の障がい特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障がい種別により「主たる対象者」を定めています。詳細は、事業所に直接、お問い合わせください。

11 施設・事業所・医療機関

(6) 就労に関すること

ウ 就労定着支援事業所

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整を行うとともに、日頃の問題に関する相談や助言等の必要な支援を行います。

※指定就労定着支援事業者は、障がい種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの提供に当たって、利用者の障がい特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障がい種別により「主たる対象者」を定めています。詳細は、事業所に直接、お問い合わせください。

(7) 救護に関すること

ア 救護施設

生活保護法を根拠とする保護施設で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために、日常生活を営むことが困難な要保護者のための施設(入所)です。社会適応能力の育成と社会自立をめざして生活指導と作業訓練等が行われています。

(8) その他指定事業所

ア 居宅介護事業所

イ 重度訪問介護事業所

ウ 行動援護事業所

エ 同行援護事業所

オ 短期入所事業所

カ 共同生活援助事業所

キ 指定特定相談支援事業所

ク 指定一般相談支援事業所 (地域移行支援・地域定着支援・基本相談支援)

ケ 指定障害児相談支援事業所

II 施設・事業所・医療機関

(5) 訓練等に関すること

ウ 地域活動支援センター

市町村が実施する地域生活支援事業の1つであり、各市町村から委託を受け、創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の活動を行っています。それぞれの事業所の活動内容については、各事業所で異なります。

圏域	委託元 市町村	事業所の名称	設置主体	所在地	電話/FAX
東部	別府市	障害者地域生活支援センター泉	(福)みのり会	〒874-0921	0977-25-3443
				別府市富士見町12-13	0977-25-9669
東部	別府市	地域活動支援センター カフェ・マインドつるみ台	(医)哲世会	〒874-0838	0977-24-3519
				別府市荘園6組-6	0977-26-4081
東部	杵築市	樹の実園デイサービスセンター	(福)杵築・速見 のぞみ会	〒873-0011	0978-62-2111
				杵築市大字相原867-2	0978-62-6336
東部	杵築市	障がい者サポートセンター 三角ベース	(福)共生荘	〒873-0222	0978-64-7533
				国東市安岐町下山口63-2	0978-67-3002
東部	国東市	樹の実園デイサービスセンター	(福)杵築・速見 のぞみ会	〒873-0011	0978-62-2111
				杵築市大字相原867-2	0978-62-6336
東部	国東市	障がい者サポートセンター 三角ベース	(福)共生荘	〒873-0222	0978-64-7533
				国東市安岐町下山口63-2	0978-67-3002
東部	国東市	ゆうわ	(福)太陽の家	〒879-1504	0977-72-1665
				速見郡日出町大神1402-6	0977-72-1519
東部	国東市	地域活動支援センター ぽけっと	(福)秀溪会	〒873-0412	0978-69-0288
				国東市武蔵町古市1096-1	0978-69-0009
東部	国東市	地域活動支援センター すばる	(福)みづほ育成 会	〒879-0608	0978-23-0006
				豊後高田市呉崎760-8	0978-23-0007
東部	日出町	樹の実園デイサービスセンター	(福)杵築・速見 のぞみ会	〒873-0011	0978-62-2111
				杵築市大字相原867-2	0978-62-6336
中部	大分市	大分DARCデイケアセンター	NPO法人 大分 DARC	〒870-0021	097-574-5106
				大分市府内町3-7-19	097-574-5106
中部	大分市	はなぞの	(福)穂燈舎	〒870-0243	097-521-2740
				大分市花江川4-28	097-521-2719
中部	大分市	ファンタジア	(福)シンフォ ニー	〒870-0862	097-586-5577
				大分市中尾603	097-586-5578
中部	大分市	地域活動支援センター優和	(福)聖母の騎士 会	〒875-0211	0974-32-7775
				臼杵市野津町大字都原3590-1	0974-32-7061
中部	臼杵市	地域活動支援センター優和	(福)聖母の騎士 会	〒875-0211	0974-32-7775
				臼杵市野津町大字都原3590-1	0974-32-7061
中部	臼杵市	地域生活支援センター とよみ園	(福)豊海会	〒879-2476	0972-82-7653
				津久見市大字長目119-1	0972-82-7661
中部	臼杵市	地域活動支援センター ぱれっと	NPO法人やまびこ クラブ	〒879-2441	0972-83-5324
				津久見市中央町9番1号	0972-83-5324

圏域	委託元 市町村	事業所の名称	設置主体	所在地	電話/FAX
中部	津久見市	地域活動支援センター ぱれっと	NPO法人やまびこ クラブ	〒879-2441	0972-83-5324
				津久見市中央町9番1号	0972-83-5324
中部	津久見市	地域活動支援センター優和	(福)聖母の騎士 会	〒875-0211	0974-32-7775
				臼杵市野津町大字都原3590-1	0974-32-7061
中部	津久見市	地域生活支援センター とよみ園	(福)豊海会	〒879-2476	0972-82-7653
				津久見市大字長目119-1	0972-82-7661
中部	由布市	地域活動支援センター優和	(福)聖母の騎士 会	〒875-0211	0974-32-7775
				臼杵市野津町大字都原3590-1	0974-32-7061
中部	由布市	地域活動支援センター ふれあいサロンのぞみ	(福)大分県社会 福祉事業団	〒879-5506	097-547-8162
				由布市挾間町挾間614-1	097-547-8163
南部	佐伯市	地域活動支援センター優和	(福)聖母の騎士 会	〒875-0211	0974-32-7775
				臼杵市野津町大字都原3590-1	0974-32-7061
南部	佐伯市	地域活動支援センター虹の翼	NPO法人虹の翼	〒876-0823	0972-28-5530
				佐伯市向島1丁目2番16号	0972-28-7883
南部	竹田市	地域活動支援センター優和	(福)聖母の騎士 会	〒875-0211	0974-32-7775
				臼杵市野津町大字都原3590-1	0974-32-7061
豊肥	竹田市	地域活動支援センター たんぼぼ	NPO法人 夢苞	〒878-0201	0974-76-1555
				竹田市久住町大字久住4280-2	0974-76-1522
豊肥	竹田市	地域活動支援センター いろは	NPO法人豊後の大 地	〒879-6221	0974-64-1233
				豊後大野市朝地町坪泉557-1	0974-64-1232
豊肥	豊後大野市	地域活動支援センター優和	(福)聖母の騎士 会	〒875-0211	0974-32-7775
				臼杵市野津町大字都原3590-1	0974-32-7061
豊肥	豊後大野市	地域活動支援センター たんぼぼ	NPO法人 夢苞	〒878-0201	0974-76-1555
				竹田市久住町大字久住4280-2	0974-76-1522
豊肥	豊後大野市	青い鳥	NPO法人 青い鳥	〒879-7125	0974-24-0086
				豊後大野市三重町内田2702-1	0974-24-0087
豊肥	豊後大野市	地域活動支援センター いろは	NPO法人豊後の大 地	〒879-6221	0974-64-1233
				豊後大野市朝地町坪泉557-1	0974-64-1232
豊肥	豊後大野市	地域生活支援事業所 こうめい地活センター	(福)大分県光明 寮	〒879-7153	0974-22-0440
				豊後大野市三重町玉田1508-1	0974-22-0002
西部	日田市	スマイル	NPO法人スマイル	〒879-4121	0973-57-9387
				日田市天瀬町馬原4068番地2	0973-57-9387
西部	日田市	地域活動支援センター 工房まんげきょう	NPO法人工房まん げきょう	〒877-0202	0973-52-2777
				日田市大山町東大山2566-1	0973-52-2777
西部	九重町	玖珠むつみ会 地域活動支援センター	NPO法人玖珠むつ み会	〒879-4403	0973-72-6306
				玖珠町大字帆足207番地の4	0973-72-6306
西部	玖珠町	玖珠むつみ会 地域活動支援センター	NPO法人玖珠むつ み会	〒879-4403	0973-72-6306
				玖珠町大字帆足207番地の4	0973-72-6306
北部	中津市	リアン	(福)九州キリス ト教社会福祉事 業団	〒871-0007	0979-26-1231
				中津市蛸瀬643番地	0979-26-0081
北部	宇佐市	そよかぜ	(福)清流会	〒879-0463	0978-34-9800
				宇佐市中原430-1・429	0978-34-9700
北部	豊後高田市	地域活動支援センター すばる	(福)みづほ育成 会	〒879-0608	0978-23-0006
				豊後高田市呉崎760-8	0978-23-0007

II 施設・事業所・医療機関

(7) 救護に関すること

ア 救護施設

生活保護法を根拠とする保護施設で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために、日常生活を営むことが困難な要保護者のための施設(入所)です。社会適応能力の育成と社会自立をめざして生活指導と作業訓練等が行われています

施設の名称	設置主体	所在地	電話 / FAX
大分県光明寮	(福)大分県光明寮	〒879-7153 豊後大野市三重町玉田1728	0974-22-0304 0974-26-4119
大分県溪泉寮	(福)大分県社会福祉事業団	〒879-1502 速見郡日出町大字藤原4617	0974-22-0304 0974-26-4119

11 施設・事業所・医療機関

(9) 自立支援医療の指定医療機関

ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関

(ア) 病院・診療所(96事業所)

圏域	市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
東部	別府市	大分県厚生連鶴見病院	緑丘町12-1	0977-23-7111	○	○	形成外科
					○	○	腎臓
東部	別府市	兼子矯正歯科クリニック	田の湯町10-29丸子ビル2階	0977-23-8757	○	○	歯科矯正
東部	別府市	清瀬病院	野口中町4-8	0977-25-1555		○	腎臓
東部	別府市	黒木記念病院	照波園町14-28	0977-67-1211	○	○	整形外科
東部	別府市	児玉病院	亀川四の湯町5-19	0977-67-1611	○	○	腎臓
東部	別府市	国家公務員共済組合連合会 新別府病院	鶴見3898	0977-22-0391	○	○	心臓脈管外科
東部	別府市	(独)国立病院機構 別府医療センター	内竈1473	0977-67-1111	○	○	眼科
					○	○	耳鼻咽喉科
					○	○	整形外科
					○	○	中枢神経
					○	○	心臓脈管外科
					○	○	腎臓
					○	○	免疫
東部	別府市	(独)西別府病院	鶴見4548	0977-24-1221	○	○	免疫
東部	別府市	中村病院	秋葉町8-24	0977-23-3121	○	○	整形外科
					○	○	腎臓
東部	別府市	農協共済 別府リハビリテーションセン ター	鶴見1026-10	0977-67-1711	○	○	整形外科
東部	別府市	別府中央病院	北的ヶ浜町5-19	0977-24-0001	○	○	腎臓
東部	別府市	別府発達医療センター	鶴見4075-1	0977-22-4185	○	○	整形外科
東部	別府市	B&A矯正歯科クリニック	南立石字中津留2171-21	0977-26-3321	○	○	歯科矯正
東部	別府市	九州大学病院別府病院	鶴見字鶴見原4546	0977-27-1629	○	○	整形外科
東部	杵築市	別府湾腎泌尿器病院	北石垣深町851	0977-66-4111	○	○	腎臓
					○	○	腎移植
東部	杵築市	杵築市立山香病院	山香町大字野原1612-1	0977-75-1234	○	○	腎臓
東部	杵築市	杵築中央病院	杵築120	0978-62-3080	○	○	腎臓
東部	杵築市	杵築泌尿器科クリニック	大内4526-3	0978-63-3900	○	○	腎臓
東部	国東市	あおぞら病院	国東町小原2650	0978-72-0455	○	○	腎臓
東部	国東市	国東市民病院	安岐町下原1456	0978-67-1211	○	○	腎臓
					○	○	口腔
東部	国東市	メーブル尽クリニック	安岐町下原381-1	0978-67-2800	○	○	腎臓
東部	日出町	こうまつ循環器科内科クリ ニック	日出町3852-6	0977-73-0077		○	腎臓
東部	日出町	鈴木病院	日出町3904-6	0977-73-2131		○	腎臓
東部	日出町	サンライズ酒井病院	日出町3156-1	0977-72-2266	○	○	整形外科
						○	腎臓

II 施設・事業所・医療機関

ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関

(ア) 病院・診療所(96事業所)

圏域	市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
中部	大分市	明野中央病院	明野東2-7-33	097-558-3211	○	○	整形外科
中部	大分市	大分記念病院	羽屋9組5	097-543-5005		○	腎臓
中部	大分市	大分矯正歯科	末広町1-1-32末広ビル6F	097-576-7182	○	○	歯科矯正
中部	大分市	大分県立病院	豊饒2-8-1	097-546-7111	○	○	整形外科
					○	○	形成外科
					○	○	眼科
					○	○	耳鼻咽喉科
					○	○	心臓脈管外科
					○	○	腎臓
					○	○	小腸
					○	○	免疫
					○	○	肝臓
中部	大分市	大分三愛メディカルセンター	市1213	097-541-1311		○	整形外科
						○	脳神経外科
						○	腎臓
中部	大分市	大分循環器病院	三芳320-3	097-544-5552		○	腎臓
						○	心臓脈管外科
中部	大分市	大分整形外科病院	岩田町1-1-41	097-552-5151	○	○	整形外科
中部	大分市	大分赤十字病院	千代町3-2-37	097-532-6181	○	○	口腔
					○	○	腎臓
中部	大分市	大分内科腎クリニック	顕徳町3-1-5	097-535-1565		○	腎臓
中部	大分市	大分中村病院	舞鶴町1-4-1	097-536-5050	○	○	整形外科
					○	○	形成外科
					○	○	腎臓
中部	大分市	大内矯正歯科	府内町1-4-8 生野ビル2階	097-538-1123	○	○	歯科矯正
中部	大分市	織部泌尿器科	森550-1	097-523-3330	○	○	腎臓
中部	大分市	かさぎ泌尿器科医院	中戸次4840-3	097-586-7117	○	○	腎臓
中部	大分市	河野泌尿器科医院	賀来北3-4-12	097-586-0121		○	腎臓
中部	大分市	矯正歯科スマイル・クリニック	金池町2-1-19	097-532-3100	○	○	歯科矯正
中部	大分市	国東循環器クリニック	上宗方417-6	097-541-4886	○	○	腎臓
中部	大分市	敬和会大分岡病院	西鶴崎3-7-11	097-522-3131	○	○	口腔
					○	○	形成外科
					○	○	心臓脈管外科
					○	○	歯科矯正
中部	大分市	佐賀関病院	佐賀関750-88	097-575-1172	○	○	腎臓
中部	大分市	椎迫泌尿器科クリニック	三芳1055-2	097-573-5686	○	○	腎臓
中部	大分市	仁医会病院	古国府6-2-47	097-544-7171	○	○	腎臓

II 施設・事業所・医療機関

ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関

(ア) 病院・診療所(96事業所)

圏域	市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
中部	大分市	諏訪の杜病院	駕野118-1	0570-0712-77	○	○	腎臓
中部	大分市	たかはし泌尿器科	寒田1054-1	097-569-8039		○	腎臓
中部	大分市	塚川第一病院	東春日町5-25	097-532-0234		○	腎臓
中部	大分市	天心堂へつぎ病院	中戸次字二本木5956	097-597-5777	○	○	腎臓
中部	大分市	(独)国立病院機構 大分医療センター	横田2-11-45	097-593-1111		○	整形外科
					○	○	腎臓
中部	大分市	どんぐりの杜クリニック	津守828-3	097-567-2737	○	○	腎臓
中部	大分市	内科阿部医院	中春日町16-13	097-538-1633		○	腎臓
中部	大分市	永畠記念病院	玉沢78	097-548-7733		○	整形外科
中部	大分市	萩原かわの歯科	新栄町2-10	097-558-7884	○		歯科矯正
中部	大分市	ビューティースマイル 高橋歯科医院	東浜2-6-7	097-558-1324	○	○	歯科矯正
中部	大分市	星野泌尿器科医院	今津留3-2-1	097-552-0006	○	○	腎臓
中部	大分市	ホワイト矯正歯科医院	宮崎字五反田835-2	097-567-7733	○	○	歯科矯正
中部	大分市	松岡メディカルクリニック	松岡1824-1	097-524-6777		○	整形外科
						○	腎臓
中部	大分市	松本内科循環器科クリニック	下郡北3-21-25	097-554-3200		○	腎臓
中部	大分市	松山医院大分腎臓内科	田尻457-1	097-541-1151	○	○	腎臓
中部	臼杵市	臼杵病院	江無田1154-1	0972-83-8100		○	腎臓
					○	○	整形外科
中部	臼杵市	うすきメディカルクリニック	臼杵字州崎72-32	0972-63-3666		○	腎臓
中部	津久見市	津久見市医師会立 津久見中央病院	千怒6011	0972-82-1123	○	○	腎臓
中部	由布市	岩男病院	湯布院町川上3059-1	0977-84-3101		○	腎臓
中部	由布市	大分大学医学部附属病院	挾間町医大ケ丘1-1	097-549-4411	○	○	眼科
					○	○	耳鼻咽喉科
					○	○	口腔
					○	○	整形外科
					○	○	形成外科
					○	○	脳神経外科
					○	○	心臓血管外科
					○	○	腎臓
					○	○	腎移植
					○	○	免疫
					○	○	肝臓
中部	由布市	湯布院病院	湯布院町川南252	0977-84-3171	○	○	整形外科

II 施設・事業所・医療機関

ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関

(ア) 病院・診療所(96事業所)

圏域	市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生	医療の種類
南部	佐伯市	つつみ泌尿器科医院	城下西町1-12	0972-20-3232		○	腎臓
南部	佐伯市	南海医療センター	常盤西町7-8	0972-22-0547	○	○	心臓脈管外科
					○	○	腎臓
南部	佐伯市	長門記念病院	鶴岡町1-11-59	0972-24-3000	○	○	整形外科
南部	佐伯市	西田病院	鶴岡西町2-266	0972-22-0180	○	○	整形外科
					○	○	腎臓
南部	佐伯市	やつか整形外科	大手町3-4-3	0972-25-0117	○	○	整形外科
豊肥	竹田市	大久保病院	久住町栢木6026-2	0974-64-7777	○	○	整形外科
豊肥	竹田市	竹田クリニック	会々七里1636-10	0974-64-9000	○	○	腎臓
豊肥	豊後大野市	福島病院	三重町市場231	0974-22-3321	○	○	腎臓
豊肥	豊後大野市	豊後大野市民病院	緒方町馬場276	0974-42-3121		○	整形外科
						○	腎臓
豊肥	豊後大野市	帰巖会 みえ病院	三重町赤嶺1250-1	0974-22-2222	○	○	整形外科
						○	腎臓
西部	日田市	大分県済生会日田病院	三和643-7	0973-24-1100	○	○	腎臓
西部	日田市	中川泌尿器科	上野町泉601-1	0973-24-5255	○	○	腎臓
西部	日田市	日田中央病院	淡窓2-5-17	0973-23-3181	○	○	腎臓
西部	玖珠町	友成医院	玖珠町塚脇128-2	0973-72-0330	○	○	腎臓
北部	中津市	内尾整形外科医院	上宮永331-2	0979-24-6878	○	○	整形外科
北部	中津市	梶原病院	中殿町3-29-8	0979-22-2535	○	○	腎臓
北部	中津市	川島整形外科病院	宮夫17	0979-24-0464	○	○	整形外科
北部	中津市	中津胃腸病院	永添510	0979-24-1632		○	小腸
北部	中津市	中津市立中津市民病院	下池永173	0979-22-2480	○	○	心臓脈管外科
					○	○	腎臓
北部	中津市	中津第一病院	宮夫252-2	0979-23-1123	○	○	腎臓
北部	中津市	村上記念病院	諸町1799	0979-23-3333	○	○	腎臓
北部	宇佐市	宇佐矯正歯科クリニック	辛島167	0978-33-3748	○	○	歯科矯正
北部	宇佐市	賀来内科医院	北宇佐1621-1	0978-37-1114		○	腎臓
北部	宇佐市	くぼたクリニック	上田81-1	0978-34-0030	○	○	腎臓
北部	宇佐市	玄々堂整形外科	石田33-2	0978-33-2700	○	○	整形外科
北部	宇佐市	玄々堂泌尿器科	四日市19-1	0978-34-0120	○	○	腎臓
北部	宇佐市	宗像医院	下時枝549	0978-32-0281	○	○	腎臓
北部	豊後高田市	玄々堂高田病院	界378-2	0978-22-1134	○	○	腎臓
北部	豊後高田市	高田中央病院	新地1176-1	0978-22-3745	○	○	整形外科
					○	○	腎臓

II 施設・事業所・医療機関

ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関

(イ) 訪問看護事業所(112事業所)

圏域	市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生
東部	別府市	かがやき訪問看護ステーション	別府市大字鉄輪828番地の6(鉄輪東3組5)	0977-85-8401	○	○
東部	別府市	さわやか訪問看護ステーション別府	別府市大字鶴見1190番地の1	090-9655-5448		○
東部	別府市	セントケア訪問看護ステーション別府	別府市石垣西4-5-12 九十歩ビル1F	0977-21-1661	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーションあけぼし	別府市鶴見1951-30	0977-26-1060	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーション楓(かえで)	別府市東荘園4-3	0977-85-8432	○	
東部	別府市	訪問看護ステーション しきさい	別府市石垣東1丁目1番2-801号 フェスティオ別府境川ビューサイド	090-5936-1728	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーション上人	別府市大字北石垣雁屋沢津810番地9	0977-66-5856	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーションふじみ	別府市北的ヶ浜町5番19号	0977-21-0223	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーション むらはし	別府市千代町2番5号	0977-23-3316	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーションボヌール	別府市光町1番6号	090-9607-9735	○	○
東部	別府市	湯のまち訪問看護ステーション	別府市大字南立石1079番地の132	0977-80-7223	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーションまどか	別府市浜脇3丁目2番10号	0977-80-1820	○	○
東部	別府市	訪問看護事業所わらく	別府市小倉4-3 ガーデンヒルズ松本Ⅱ 401号	0977-75-9908	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーションつなぐ	別府市石垣東7丁目2-24岡山ビル103号	0977-70-9223	○	○
東部	別府市	Link	別府市若草町10-15共立ビル3階302-5	070-1970-4141	○	○
東部	別府市	ケアライブラリー訪問看護ステーション	別府市竹の内8組1サンピラ竹の内201号	0977-85-7646	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーションオリナス	別府市石垣東9丁目4-5	0977-76-5010	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーションくろき	別府市照波園町14番37号	0977-67-1211	○	○
東部	別府市	中村病院訪問看護ステーション	別府市秋葉町8番24号	0977-23-3121	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーション エミアス鉄輪	別府市鉄輪628番地の3	0977-76-5220	○	○
東部	別府市	訪問看護ステーション偕楽園	別府市日出町南立石2170番地の14	0977-22-2515	○	○
東部	杵築市	株式会社訪問看護ステーション青空	杵築市大字熊野857番地73	0978-63-5085	○	○
東部	杵築市	杵築市山香訪問看護ステーション	杵築市山香町大字野原1612-1	0977-75-2285	○	○
東部	杵築市	はびりい訪問看護ステーション	杵築市山香町大字小武403番地3	0977-75-2100	○	○
東部	杵築市	むすび訪問看護ステーション	杵築市大字杵築665番地623 シーサイドタウンSEN D201号	0978-97-2273	○	○
東部	国東市	クローバー訪問看護ステーション	国東市安岐町塩屋345番地1	0978-97-2475	○	○
東部	国東市	訪問看護ステーションくにさき	国東市安岐町下原1456	0978-66-7403	○	○
東部	国東市	訪問看護ステーションはまゆう	国東市国見町伊美2641番地1	0978-82-1290	○	○
東部	国東市	訪問看護ステーションひなた	国東市国東町富来浦1233番地	080-8376-9433	○	○
東部	国東市	訪問看護ステーションはるかぜ	国東市国見町大熊毛字花開182番地	0978-89-9414	○	○
東部	日出町	訪問看護ステーション サンライズ・ビュー	速見郡日出町1827番地2	0977-72-2266	○	○
東部	日出町	陽谷苑訪問看護ステーション	速見郡日出町3878-13 ブルームビル2階	0977-28-0700	○	○
東部	日出町	訪問看護ステーションあゆみ	速見郡日出町豊岡1027-9	0977-76-5499	○	○
東部	日出町	えん訪問看護ステーション	速見郡日出町川崎342-12	0977-85-7911	○	○

II 施設・事業所・医療機関

ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関

(イ) 訪問看護事業所(112事業所)

圏域	市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生
中部	大分市	アルメイダ訪問看護ステーション	大分市大字宮崎1315番地	097-567-2620	○	○
中部	大分市	大分市東部訪問看護ステーション	大分市南鶴崎2丁目6番5号	097-527-2152	○	○
中部	大分市	オレンジナースステーション	大分市下郡中央2丁目4-11 大分建設新聞社ビル2階	097-504-8651	○	○
中部	大分市	Greenガーデン訪問看護ステーション	大分市上田町3丁目3番4号 チュリス古国府壱番館111号	097-511-1747	○	○
中部	大分市	けんせい訪問看護ステーション	大分市津留字六本松1970-7	097-555-9880	○	○
中部	大分市	けいわ訪問看護ステーション大分	大分市大字小池原1021番地	097-521-4511	○	○
中部	大分市	三愛看護ステーション	大分市大字市1213番地	097-541-7007	○	○
中部	大分市	セントケア訪問看護ステーション大分	大分市大字古国府201-1	097-543-1008	○	○
中部	大分市	たかはし訪問看護ステーション	大分市寒田1116-10	097-594-7122		○
中部	大分市	ナースセンター 笑福	大分市羽田1015番地1 サザンブライト羽田1102号	097-589-5077	○	○
中部	大分市	BCナースステーション	大分市大字常行140-1	097-523-3392	○	○
中部	大分市	百華苑訪問看護ステーション	大分市大字東上野1800番地	097-592-3160		○
中部	大分市	訪問看護ステーション あいしん	大分市横田2丁目11番45号 大分医療センター宿舎1号棟101号	097-592-1412	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーションアケル	大分市大在浜2丁目8-6	097-576-7126	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーションいずみ	大分市大在北1丁目12番12号	097-560-3963	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーション ころろ	大分市大字松岡字平ノ迫537番2	097-574-6689	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーションサクラサク	大分市大字津守376-1 第一奈良勘ビル102号	097-574-4715	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーション ふくろう	大分市明野東2丁目7番33号	097-558-3211	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーション 美晴	大分市大字猪野23番地の3	097-507-0005	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーション 結び	大分市横尾東町1丁目5番35号	097-574-8417	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーションメイプル	大分市大字賀来北1丁目7番27号 オフィスパーク賀来8号	097-529-9559	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーションめばえ	大分市大洲浜2丁目2番26号	097-576-9700	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーションゆいまーる	大分市高江北2丁目4712-8	097-596-7765	○	○
中部	大分市	やすらぎの丘訪問看護ステーション	大分市大字下郡939番地の3	097-503-9555	○	○
中部	大分市	LuLuケア訪問看護ステーション	大分市東津留2丁目10番11号 ユナイテッド津留ビル203	097-576-7222	○	○
中部	大分市	からだと心の訪問看護ステーション	大分市豊饒3-8-20	097-576-8272	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーション菜花	大分市政所2丁目7番5号 ENPLACE101号	097-579-6352	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーションスピード	大分市長浜町2丁目11-18 コーポ中村	097-576-9599	○	○
中部	大分市	いまじん訪問看護ステーション	大分市三ヶ田町3丁目4番1号	097-529-5305	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーション優	大分市岩田町3丁目10-18 エルエーベース104	097-511-7239	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーションふわり	大分市二又町1丁目2-1 第二竹山ビル203	097-544-5777	○	○
中部	大分市	永富訪問看護ステーションやさしい木	大分市西大道4丁目3番20号ルーセント大道201	097-545-1717	○	○
中部	大分市	ケアライブラリー訪問看護ステーション	別府市竹の内8組1 サンビラ竹の内201号室	0977-85-7646	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーション木の葉	大分市古ヶ鶴1丁目5番8号アーバングリーン古ヶ鶴101	097-560-2404	○	○

II 施設・事業所・医療機関

ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関

(イ) 訪問看護事業所(112事業所)

圏域	市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生
中部	大分市	関愛会訪問看護ステーションよつば	大分市松岡1946番地	097-520-3888	○	○
中部	大分市	ORANGE-ACTナースステーション	大分市萩原1丁目2-47 第1南セメントビル102号	097-578-6090	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーション心葉	大分市下郡3丁目12-30	097-567-8577	○	○
中部	大分市	創生の里訪問看護ステーション	大分市野田306番地の2	097-586-0066	○	○
中部	大分市	合同会社ゆい結訪問看護ステーション	大分市寒田1125番地4 アクアテラスⅡ105	097-511-8831	○	○
中部	大分市	訪問看護ステーションはるか	大分市片島1044番地	097-574-6137	○	○
中部	津久見市	津久見市医師会訪問看護ステーションやすら木	津久見市大字千怒6111-1	0972-85-0101	○	○
中部	津久見市	訪問看護ステーションあい	津久見市地蔵町2830番地	0972-82-8442	○	○
中部	由布市	(独) 地域医療機能推進機構 湯布院病院附属訪問看護ステーション	由布市湯布院町川南252番地	0977-84-3880	○	○
中部	由布市	あかね訪問看護ステーション	由布市挾間町下市578番2 コーポ杉本102	090-3695-0847	○	○
中部	由布市	LA・LA訪問看護ステーション	由布市挾間町赤野814番地1	097-547-7244	○	○
中部	由布市	訪問看護ステーションハンズ	由布市挾間町挾間612番地1	097-529-6486	○	○
中部	由布市	ゆずの木訪問看護ステーション	由布市湯布院町川上2713-2	0977-85-4625	○	○
南部	佐伯市	けいわ訪問看護ステーション佐伯	佐伯市東町27番12号	097-522-3131	○	○
南部	佐伯市	佐伯市医師会訪問看護ステーション	佐伯市鶴谷町1丁目7番28号	0972-20-0172	○	○
南部	佐伯市	訪問看護ステーション 佐伯の太陽	佐伯市駅前1丁目1番11号	0972-20-3988	○	○
南部	佐伯市	訪問看護ステーション デューン佐伯	佐伯市中の島1丁目9番22号 メモリアル中の島101号室	0972-28-6705	○	○
南部	佐伯市	訪問看護フローラ和	佐伯市長島町3丁目13-12	0972-24-1661	○	○
南部	佐伯市	訪問看護ステーションさいき	佐伯市池船町30番13号	0972-28-5858	○	○
南部	佐伯市	訪問看護ステーション長門	佐伯市鶴岡町1丁目11番59号	0972-24-3082	○	○
南部	佐伯市	訪問看護ステーション和	佐伯市宇目大字重岡623番地9	0972-42-5888	○	○
南部	佐伯市	訪問看護ステーション すまいる	佐伯市中の島3丁目12-27	0972-28-8433	○	○
南部	佐伯市	訪問看護ステーション ほの花	佐伯市大字上岡1265番地2	0972-30-1240	○	○
南部	佐伯市	訪問看護ステーションみそら大分	佐伯市内町2番28号2階	0972-30-1162	○	○
南部	佐伯市	やよい・まちの訪問看護ステーション	佐伯市弥生大字上小倉154番地1	0972-25-3062	○	○
南部	佐伯市	独立行政法人地域医療機能 南海医療センター 附属 訪問看護ステーション	佐伯市常盤西町7番8号	0972-22-9500	○	○
豊肥	豊後大野市	みえ訪問看護ステーション	豊後大野市三重町赤嶺1259番地	0974-22-2222	○	○
西部	日田市	ニチケアセンター日田訪問看護ステーション	日田市三芳小淵町36番	0973-27-6513		○
西部	日田市	日田市医師会立訪問看護ステーション	日田市田島2丁目3-28	0973-22-6299	○	○
西部	日田市	訪問看護ステーション いわさと	日田市大字高瀬16番地の18	0973-22-1600	○	○
西部	日田市	訪問看護ステーションReefひた	日田市田島1丁目7番23号	0973-29-8030	○	○
西部	日田市	あおい訪問看護ステーション	日田市田嶋745番地13	0973-29-8285	○	○

II 施設・事業所・医療機関

ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関

(イ) 訪問看護事業所(II2事業所)

圏域	市町村	医療機関名	住所	電話番号	育成	更生
北部	中津市	かわしま訪問看護リハビリステーション	中津市下池永93番地13	0979-24-0464	○	○
北部	中津市	なかつ訪問介護ステーション	中津市永添933-1	0979-23-7182	○	○
北部	中津市	訪問看護ステーション シェルパ	中津市島田555番地2	0979-62-9010	○	○
北部	中津市	訪問看護ステーション デューン中津	中津市豊田町6-20 AXISONE 2F A号	0979-24-0125	○	○
北部	中津市	訪問看護ステーションあずき	中津市永添2751-9	0979-53-9996	○	○
北部	中津市	訪問看護ステーションいちょう並木	中津市永添510番地	0979-24-1632	○	○
北部	中津市	訪問看護ステーションゆいので	中津市宮夫252番地2	0979-23-1123	○	○
北部	中津市	訪問看護ステーションひのき	中津市寺町971番地2	0979-64-8208	○	○
北部	中津市	訪問看護ステーション ふくろう	中津市大字角木76番地4	0979-53-9623	○	○
北部	中津市	Will訪問看護ステーション	中津市相原3797番地3	0979-23-2231	○	○
北部	宇佐市	訪問看護ステーション夢	宇佐市大字別府16番地の5	0978-25-7876	○	○
北部	宇佐市	訪問看護ステーションえにし	宇佐市大字上高家1348番地	0978-25-6784	○	○
北部	宇佐市	セントケア訪問看護ステーション宇佐	宇佐市大字四日市1469番1	0978-34-9005	○	○
北部	豊後高田市	豊後高田訪問看護ステーションあゆみ	豊後高田市新地1176番地1	0978-22-3982		○

II 施設・事業所・医療機関

イ 精神通院医療を担当する指定医療機関

(ア) 病院・診療所(177事業所)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
東部	別府市	朝見病院	別府市朝見1丁目23-28	0977-22-0036
東部	別府市	(医) 安部第一医院	別府市上野口町3番40号	0977-23-3345
東部	別府市	(医) 慈愛会 向井病院	別府市南立石241番地の15	0977-23-0241
東部	別府市	(医) 正仁会 うちくら内科	別府市大字鶴見2646番地の1	0977-21-5750
東部	別府市	(医) 哲世会 鶴見台病院	別府市大字鶴見4075番地の4	0977-22-0336
東部	別府市	(医) 百善会 村橋病院	別府市千代町2-5	0977-23-3231
東部	別府市	大分県厚生連鶴見病院	別府市大字鶴見4333番地	0977-23-7111
東部	別府市	垣迫内科医院	別府市松原町6-12	0977-23-8131
東部	別府市	亀川精神保健クリニック	別府市亀川浜田町3組	0977-27-7500
東部	別府市	こだま脳神経外科クリニック	別府市石垣東8-2-35	0977-22-0272
東部	別府市	児玉病院	別府市亀川四の湯町5番19号	0977-67-1611
東部	別府市	国家公務員共済組合連合会新別府病院	別府市大字鶴見3898番地	0977-22-0391
東部	別府市	新森内科クリニック	別府市石垣東5丁目1番25号	0977-25-5261
東部	別府市	高橋内科医院	別府市朝見1-2-17	0977-21-3151
東部	別府市	(独) 国立病院機構 西別府病院	別府市大字鶴見4548番地	0977-24-1221
東部	別府市	(独) 国立病院機構 別府医療センター	別府市大字内竈1473番地	0977-67-1111
東部	別府市	農協共済別府リハビリテーションセンター	別府市大字鶴見字中山田1026番地の10	0977-67-1711
東部	別府市	(福) 別府発達医療センター	別府市大字鶴見4075番地の1	0977-22-4185
東部	別府市	別府中央病院	別府市北的ヶ浜5番19号	0977-24-0001
東部	別府市	みなみメンタルクリニック	別府市鶴見町3組	0977-22-0373
東部	別府市	村上神経内科クリニック	別府市山の手町14-30	0977-26-1717
東部	別府市	山本病院	別府市光町14番3号	0977-22-0131
東部	別府市	黒木記念病院	別府市照波園町14番28号	0977-67-1211
東部	別府市	べっぴん在宅・訪問クリニック	別府市荘園9組1	0977-76-5901
東部	杵築市	(医) オレンジ会 清和病院	杵築市大字船部2167番地の20	0978-63-5560
東部	杵築市	くまもとココロクリニック	杵築市北浜665-432	0978-68-8650
東部	杵築市	佐藤医院	杵築市山香町大字内河野字三反田2761番地1	0977-75-0217
東部	国東市	国東市民病院	国東市安岐町下原1456番地	0978-67-1211
東部	国東市	国東中央クリニック	国東市国東町北江3245-4	0978-73-2200
東部	国東市	はるかぜ醫院	国東市国見町大熊毛字花開182	0978-89-9414
東部	姫島村	姫島村国民健康保険診療所	東国東郡姫島村1560番地の1	0978-87-3221
中部	大分市	あけのメディカルクリニック	大分市大字横尾4451番地の5	097-556-1188
中部	大分市	あそう在宅クリニック	大分市戸次5927-3サンレークビル2F	097-597-6123
中部	大分市	(医) 青樹会 リバーサイド病院	大分市大字宮崎6番地の3	097-568-7991
中部	大分市	(医) 畏敬会 井野辺府内クリニック	大分市府内町1丁目3番23号	097-533-0255
中部	大分市	(医) 河村クリニック	大分市金池町2丁目12番8号	097-548-5570
中部	大分市	(医) 敬和会 大分岡病院	大分市西鶴崎3丁目7番11号	097-522-3131
中部	大分市	(医) 謙誠会 博愛病院	大分市大字野田1111番地	097-586-0888
中部	大分市	(医) 謙誠会 博愛診療所	大分市大字野田818番地	097-549-0858
中部	大分市	(医) 厚明会 おの内科クリニック	大分市大字駕野字行衛1018番地1	097-568-8488
中部	大分市	(医) 三愛会 大分三愛メディカルセンター	大分市大字市1213番地	097-541-1311
中部	大分市	(医) 至誠会 帆秋病院	大分市大字大分4772番地2	097-543-2366
中部	大分市	(医) 秀明会 だいかく病院	大分市下郡山の手2番18号	097-569-8860
中部	大分市	(医) 仁真会 真央クリニック	大分市小池原1167-1	097-553-1818

II 施設・事業所・医療機関

イ 精神通院医療を担当する指定医療機関

(ア) 病院・診療所(177事業所)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
中部	大分市	(医) 親和会 えとう内科病院	大分市大字中判田1428番地の1	097-597-6150
中部	大分市	(医) 親和会 衛藤病院	大分市大字上判田3433番地	097-597-0093
中部	大分市	(医) 誠医会 松山医院大分腎臓内科	大分市田尻457-1	097-541-1151
中部	大分市	(医) 関愛会 王子クリニック	大分市大字王子町1番11号	097-536-6633
中部	大分市	(医) 関愛会 こうぎきクリニック	大分市大字本神崎251番地の8	097-576-1782
中部	大分市	(医) 関愛会 坂ノ市病院	大分市坂ノ市中央1丁目269番	097-574-7722
中部	大分市	(医) 関愛会 佐賀関診療所	大分市大字佐賀関750番地の91	097-575-1173
中部	大分市	(医) 関愛会 佐賀関病院	大分市大字佐賀関750番地の88	097-575-1172
中部	大分市	(医) 関愛会 大東よつば病院	大分市大字松岡1946番地	097-520-3555
中部	大分市	(医) 関愛会 中島クリニック	大分市中島西1丁目5番8号	097-576-8211
中部	大分市	(医) 善昭会 オアシス第一病院	大分市東鶴崎3丁目3番19号	097-527-2211
中部	大分市	(医) 善昭会 オアシス第二病院	大分市東鶴崎2丁目3番30号	0977-67-1211
中部	大分市	(医) ストレスケア若草 深川内科クリニック	大分市中央町2丁目1番17号 ブンゴヤ本社ビル301号	097-532-8980
中部	大分市	(医) 善慈会 大分丘の上病院	大分市大字竹中1403番地	097-597-3660
中部	大分市	(医) 天心堂へつぎ診療所	大分市大字中戸次5185番地の2	097-597-5551
中部	大分市	(医) 天心堂へつぎ病院	大分市大字中戸次字二本木5956番地	097-597-5777
中部	大分市	(医) とよみ会 仲宗根病院	大分市小野鶴1353番地	097-541-1040
中部	大分市	(医) 博光会 塚川第一病院	大分市東春日町5番25号	097-532-0234
中部	大分市	(医) 福光医院	大分市大字下郡1854番地の1	097-568-0070
中部	大分市	(医) 淵野会 緑ヶ丘保養園	大分市大字丹生1747	097-593-3366
中部	大分市	(医) 淵野会 淵野病院	大分市坂ノ市中央5丁目1番21号	097-592-2181
中部	大分市	(医) よしどめ内科・神経内科クリニック	大分市新春日町1-1-29 マ・メゾン春日2F	097-540-7171
中部	大分市	大分駅南クリニック	大分市東大道2丁目3番45号	097-529-7141
中部	大分市	大分記念病院	大分市羽屋9組5	097-543-5005
中部	大分市	大分県勤労者医療生活協同組合 大分協和病院	大分市大字宮崎953番地の1	097-568-2333
中部	大分市	大分県こころとからだの相談支援センター	大分市大字玉沢字平石908番地	097-541-5276
中部	大分市	大分健生病院	大分市古ヶ鶴1丁目1番15号	097-558-5140
中部	大分市	大分県立病院	大分市大字豊饒476番地	097-546-7111
中部	大分市	大分こども病院	大分市大字片島83番地の7	097-567-0050
中部	大分市	大分こども療育センター	大分市大字片島字長三郎2996-1	097-557-0121
中部	大分市	大分市医師会立 アルメイダ病院	大分市大字宮崎1509-2	097-569-3121
中部	大分市	大分下郡病院	大分市大字下郡1410番地	097-569-1021
中部	大分市	大分赤十字病院	大分市千代町3丁目2番37号	097-532-6181
中部	大分市	大分療育クリニック	大分市大字国分字六重原567番地の3	097-586-5252
中部	大分市	かみだ脳神経クリニック	大分市大字鷺野1028-1	097-567-1177
中部	大分市	河野脳神経外科病院	大分市大字森町字無田々通250番7	097-521-2000
中部	大分市	黒川醫院	大分市府内町2-2-1 名店ビル2階	097-535-7655
中部	大分市	こころの先生クリニック	大分市大在中央1-12-4メゾン芦刈2F	097-594-5561
中部	大分市	在宅支援クリニックすばる	大分市大字小池原1021番地	097-551-1767
中部	大分市	さとう神経内科・内科クリニック	大分市下郡北1丁目4番14号	097-554-3000
中部	大分市	佐藤病院	大分市桜ヶ丘7-67	097-543-6332
中部	大分市	しみず在宅内科クリニック	大分市大字猪野822番地の1	097-521-3222
中部	大分市	社会医療法人三愛会 のつはる診療所	大分市野津原906番地の1	097-588-1311
中部	大分市	城東病院	大分市牧2丁目16番16号	097-558-7828

II 施設・事業所・医療機関

イ 精神通院医療を担当する指定医療機関

(ア) 病院・診療所(177事業所)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
中部	大分市	諏訪の杜病院	大分市鷺野118-1	0570-07-1277
中部	大分市	精神科・神経科 タキオ保養院	大分市大字片島1355番地	097-569-0870
中部	大分市	竹下粧子クリニック	大分市中島西1丁目1番24号中島ビル202	097-533-2874
中部	大分市	立花漢方内科クリニック	大分市鶴崎2丁目2番4号 リンクベースツルサキ201号	097-578-7078
中部	大分市	谷川医院	大分市松原町2丁目2番1号	097-558-5578
中部	大分市	中央町こころのクリニック	大分市中央町4-2-16林興産ビル2F	097-547-9457
中部	大分市	直耕団 吉野診療所	大分市大字奥31番地	097-595-0011
中部	大分市	天心堂へつぎ在宅クリニック A S O	大分市大字中戸次字寺ノ内5111番1	097-597-7700
中部	大分市	得丸内科・消化器内科	大分市牧3丁目13番1号	097-552-1558
中部	大分市	どんぐりの杜クリニック	大分市大字津守828番地の3	097-567-2737
中部	大分市	中川柳通りクリニック	大分市高松2丁目6番10号	097-504-0055
中部	大分市	永富脳神経外科病院	大分市西大道2丁目1-20	097-545-1717
中部	大分市	日本製鉄(株)九州製鉄所 大分診療所	大分市大字西ノ洲一番地	097-553-2045
中部	大分市	ハートクリニック	大分市大字光吉1430番地の27	097-568-5446
中部	大分市	ハートドアクリニック	大分市大字神崎字見内404番21	097-574-7318
中部	大分市	はさまクリニック	大分市東津留2丁目3番20号	097-554-2173
中部	大分市	馬場クリニック	大分市府内町1丁目6番35号	097-532-2567
中部	大分市	ふじさお内科クリニック	大分市長浜町1丁目4番3号	097-532-2996
中部	大分市	府内大橋こどもクリニック	大分市畑中2丁目6番60号	097-585-5033
中部	大分市	府内ハートフルクリニック	大分市府内町1丁目1番20号	097-535-1155
中部	大分市	古国府クリニック	大分市古国府6組の5	097-573-6601
中部	大分市	星生クリニック	大分市東大道1丁目8番15号 casa verde 駅南2F	097-547-0704
中部	大分市	南大分メンタルクリニック	大分市田中町10-1組	097-578-9780
中部	大分市	みゆきクリニック	大分市大字城原1769番5	097-578-7852
中部	大分市	山田クリニック	大分市府内町2丁目3-30 ヴィーナスビル5F	097-533-2228
中部	大分市	大分メンタルクリニック	大分市中央町2-7-22	097-538-7155
中部	大分市	ぺんぎんメンタルクリニック	大分市王子南町5-27 ユナイテッドクリエーションビル203	050-5369-8691
中部	大分市	ふるさとクリニック	大分市南春日町2-30 コーポ大塚 I 402	097-589-8306
中部	大分市	ごとう内科・脳神経内科	大分市中央町2-5-3 セントポルタビル2階	097-533-0066
中部	大分市	大分中村病院	大分市舞鶴町1丁目4番1号	097-536-5050
中部	臼杵市	(医)ブレイン 丸岡脳神経外科	臼杵市大字諏訪1579-1	0972-63-7766
中部	臼杵市	臼杵医師会立 コスモス病院	臼杵市大字戸室字長谷1131番1	0972-62-5599
中部	臼杵市	臼杵病院	臼杵市大字江無田1154番地1	0972-83-8100
中部	臼杵市	白川病院	臼杵市大字末広字柳谷938番地	0972-63-7830
中部	臼杵市	とうぼ小児科医院	臼杵市港町東14組	0972-63-5811
中部	臼杵市	恵の聖母の家	臼杵市野津町大字都原3601-2	0974-32-7770
中部	津久見市	小田クリニック	津久見市港町9-3	0972-82-0280
中部	由布市	(医)福寿会 日野病院	由布市湯布院町川南280番地	0977-84-2181
中部	由布市	(医)三ヶ田慈愛会 Medical Empowerment Station 陣屋の里	由布市挾間町鬼瀬971-6	097-583-2020

II 施設・事業所・医療機関

イ 精神通院医療を担当する指定医療機関

(ア) 病院・診療所(177事業所)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
中部	由布市	大分大学医学部附属病院	由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地	097-549-4411
中部	由布市	ごとう医院	由布市挾間町向原350番地	097-540-7800
中部	由布市	JCHO 湯布院病院	由布市湯布院町川南252番地	0977-84-3171
中部	由布市	ひろたクリニック	由布市挾間町大字北方字下角53番地 ゆめタウンはさまクリニックビル2階B区画	097-583-5777
中部	由布市	南由布クリニック	由布市湯布院町川北1112-44	0977-85-5245
南部	佐伯市	(医) 明石会 曽根病院	佐伯市長島町2丁目18番24号	0972-23-8877
南部	佐伯市	(医) 小寺会 佐伯中央病院	佐伯市常盤東町6番30号	0972-22-8846
南部	佐伯市	(医) 敬和会 佐伯保養院	佐伯市東町27番12号	0972-22-1461
南部	佐伯市	(医) 長門莫記念会 長門記念病院	佐伯市鶴岡町1-11-59	0972-24-3000
南部	佐伯市	大分県勤労者医療生活協同組合 佐伯診療所	佐伯市中の島1丁目14番21号	0972-23-2212
南部	佐伯市	在宅支援クリニック えがお	佐伯市大字池田2260-1	0972-24-2020
南部	佐伯市	(独) 地域医療機能推進機構南海医療センター	佐伯市常盤西町11番20号	0972-22-0547
南部	佐伯市	長門在宅リハビリテーションクリニック	佐伯市鶴岡町1丁目1954-1	0972-24-1001
南部	佐伯市	西田病院	佐伯市鶴岡西町2丁目266番地	0972-22-0180
豊肥	竹田市	(医) 雄仁会 加藤病院	竹田市大字竹田1855	0974-63-2338
豊肥	竹田市	大分県医療生活協同組合 竹田診療所	竹田市大字会々3313-1	0974-62-4014
豊肥	竹田市	こころの郷クリニック	竹田市大字飛田川1618番地23	0974-63-3336
豊肥	豊後大野市	帰巖会みえ病院	豊後大野市三重町赤嶺1250番地1	0974-22-2222
豊肥	豊後大野市	社会医療法人関愛会 三重東クリニック	豊後大野市三重町小坂4109番地の61	0974-22-6333
豊肥	豊後大野市	豊後大野市民病院	豊後大野市緒方町馬場276番地	0974-42-3121
西部	日田市	麻生小児科医院	日田市淡窓2丁目1-25	0973-24-2323
西部	日田市	(医) 蒼龍会 日野内科	日田市大字三和39-1	0973-23-6009
西部	日田市	(医) 淡窓会 大分友愛病院	日田市大字上野1番地の1	0973-23-5151
西部	日田市	(医) 知心会 一ノ宮脳神経外科病院	日田市竹田新町690番地の14	0973-24-6270
西部	日田市	(医) 百花会 上野公園病院	日田市大字高瀬字篠原2226-1	0973-22-7723
西部	日田市	大分県済生会日田病院	日田市大字三和643番地の7	0973-24-1100
西部	日田市	奥村日田病院	日田市田島町500番地	0973-22-6166
西部	日田市	桂林病院	日田市城町1丁目2-61	0973-22-1231
西部	日田市	寺尾こころクリニック	日田市元町19-24APEXビル6F	0973-28-6177
西部	日田市	メンタルクリニック日田駅前	日田市中央1丁目1-24 ロフティ日田駅前テリオ201	0973-22-8117
西部	玖珠町	友成医院	玖珠郡玖珠町塚脇128-2	0973-72-0330
西部	玖珠町	(医) 順榮会 玖珠記念病院	玖珠郡玖珠町大字塚脇633-2	0973-72-1127
北部	中津市	医療法人聖信会 ふるかわメディカルクリニック	中津市豊田町6番地の4	0979-24-4160
北部	中津市	(医) 向心会 大貞病院	中津市大字中原8番地	0979-32-4512
北部	中津市	(医) まつざきクリニック	中津市三光臼木1218番地	0979-43-5784
北部	中津市	大堀脳神経クリニック	中津市豊田町3番地の11	0979-23-3865
北部	中津市	賀来内科循環器科医院	中津市大字湯屋273-4	0979-26-0432
北部	中津市	サクラクリニック	中津市万田655	0979-26-1666
北部	中津市	つくし園	中津市三光森山823番地2	0979-43-6181
北部	中津市	寺町クリニック	中津市寺町988番地3	0979-24-7671
北部	中津市	中津市立中津市民病院	中津市大字下池永173番地	0979-22-2480
北部	中津市	中津脳神経外科病院	中津市大字福島字道竹1055番地	0979-32-2555

II 施設・事業所・医療機関

イ 精神通院医療を担当する指定医療機関

(ア) 病院・診療所(177事業所)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
北部	中津市	平田診療所	中津市耶馬溪町大字平田1518番地1	0979-54-2114
北部	中津市	村上記念病院	中津市諸町1799番地	0979-23-3333
北部	宇佐市	(医) 起愛会 宇佐病院	宇佐市大字南宇佐1655番地	0978-37-0485
北部	宇佐市	(医) 立清会 宇佐リハビリ診療所	宇佐市大字山本1658番地	0978-33-5527
北部	宇佐市	小野内科病院	宇佐市大字南敷田705-1	0978-33-2180
北部	宇佐市	佐藤第一病院	宇佐市大字法鏡寺77-1	0978-32-2110
北部	宇佐市	佐藤とよかわクリニック	宇佐市中原347番地	0978-32-2100
北部	豊後高田市	千嶋病院	豊後高田市呉崎738番地1	0978-22-3185
北部	豊後高田市	おしうみファミリークリニック	豊後高田市玉津357番地	0978-24-1103

II 施設・事業所・医療機関

イ 精神通院医療を担当する指定医療機関

(イ) 訪問看護事業所(141事業所)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
東部	別府市	一燈園訪問看護ステーション	別府市石垣東3丁目650番地	0977-26-6550
東部	別府市	大分ロベアセンター株式会社・訪問看護ステーション	別府市大字内竈1393番地	0977-76-5564
東部	別府市	かがやき訪問看護ステーション	別府市大字鉄輪828番地の6(鉄輪東3組5)	0977-85-8401
東部	別府市	さわやか訪問看護ステーション別府	別府市大字鶴見1190番地の1	090-9655-5448
東部	別府市	セントケア訪問看護ステーション別府	別府市石垣西4-5-12 九十歩ビル1F	0977-21-1661
東部	別府市	訪問看護ステーション楓(かえで)	別府市東荘園4-3	0977-85-8432
東部	別府市	訪問看護ステーション しきさい	別府市石垣東1丁目1番2-801号 フェスティオ別府境川ビューサイド	090-5936-1728
東部	別府市	訪問看護ステーション上人	別府市大字北石垣雁屋沢津810番地9	0977-66-5856
東部	別府市	訪問看護ステーション デューン別府	別府市北浜2丁目10-19 グランメール1階	0977-85-7631
東部	別府市	訪問看護ステーションふじみ	別府市北的ヶ浜町5番19号	0977-21-0223
東部	別府市	訪問看護ステーションボヌール	別府市光町1番6号	090-9607-9735
東部	別府市	訪問看護ステーションほのぼの	別府市山の手町9番39号 別府山の手ライフガーデン内	0977-27-8820
東部	別府市	訪問看護ステーション むらはし	別府市千代町2番5号	0977-23-3316
東部	別府市	やまなみ訪問看護ステーション	別府市大字南立石274-2	0977-24-8730
東部	別府市	湯のまち訪問看護ステーション	別府市大字南立石1079番地の132	0977-80-7223
東部	別府市	訪問看護ステーションまどか	別府市浜脇3丁目2番10号	0977-80-1820
東部	別府市	訪問看護事業所わらく	別府市小倉4-3 ガーデンヒルズ松本Ⅱ201	0977-75-9908
東部	別府市	訪問看護ステーションつなぐ	別府市石垣東7丁目2-24 岡山ビル103号	0977-70-9223
東部	別府市	Link	別府市若草町10-15 共立ビル3階302-5	070-1970-4141
東部	別府市	訪問看護ステーションエミナス鉄輪	別府市鉄輪628番地の3	0977-76-5220
東部	別府市	ケアライブラリー訪問看護ステーション	別府市竹の内8組1 サンピラ竹の内201号室	0977-85-7646
東部	別府市	訪問看護ステーションオリナス	別府市石垣東9丁目4-5	0977-76-5010
東部	別府市	中村病院訪問看護ステーション	別府市秋葉町8番24号	0977-23-3121
東部	別府市	訪問看護ステーションくろき	別府市照波園町14番37号	0977-67-1211
東部	別府市	訪問看護ステーション偕楽園	別府市南立石2170番地の14	0977-22-2515
東部	杵築市	株式会社訪問看護ステーション青空	杵築市大字熊野857番地73	0978-63-5085
東部	杵築市	杵築市山香訪問看護ステーション	杵築市山香町大字野原1612-1	0977-75-2285
東部	杵築市	きつき訪問看護ステーション	杵築市大字大内字塩浜7701番地1	0978-66-5500
東部	杵築市	むすび訪問看護ステーション	杵築市大字杵築665番地623 シーサイドタウンSEN D201号	0978-97-2273
東部	国東市	クローバー訪問看護ステーション	国東市安岐町塩屋345番地1	0978-97-2475
東部	国東市	訪問看護ステーションくにさき	国東市安岐町下原1456	0978-66-7403
東部	国東市	訪問看護ステーションはまゆう	国東市国見町伊美2641番地1	0978-82-1290
東部	国東市	訪問看護ステーションはるかぜ	国東市国見町大熊毛字花開182番地	0978-89-9414
東部	国東市	訪問看護ステーションひなた	国東市国東町富来浦1233番地	080-8376-9433
東部	日出町	ひじ訪問看護ステーション	速見郡日出町川崎837番地の1	0977-72-7585
東部	日出町	訪問看護ステーションサンライズ・ビュー	速見郡日出町1827番地2	0977-72-2266
東部	日出町	陽谷苑訪問看護ステーション	速見郡日出町3878-13ブルームビル2階	0977-28-0700
東部	日出町	えん訪問看護ステーション別府	速見郡日出町川崎342-12	0977-85-7911
東部	日出町	訪問看護ステーションあゆみ	速見郡日出町豊岡1027-9	0977-76-5499
中部	大分市	アルメイダ訪問看護ステーション	大分市大字宮崎1315番地	097-567-2620
中部	大分市	大分市東部訪問看護ステーション	大分市南鶴崎2丁目6番5号	097-527-2152
中部	大分市	オレンジナースステーション	大分市萩原1丁目2番47号 第2南セメントビル7号室	097-504-8651
中部	大分市	Greenガーデン訪問看護ステーション	大分市羽屋新町2丁目1番37号 ユニバスビル2F	097-532-3177

II 施設・事業所・医療機関

イ 精神通院医療を担当する指定医療機関

(イ) 訪問看護事業所(141事業所)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
中部	大分市	ケアーズ訪問看護リハビリステーション西大分	大分市新春日町2丁目6番45号 第2豊西ビル102号	097-585-5021
中部	大分市	けんせい訪問看護ステーション	大分市津留字六本松1970-7	097-555-9880
中部	大分市	けいわ訪問看護ステーション大分	大分市大字小池原1021番地	097-521-4511
中部	大分市	(公社) 大分県看護協会 訪問看護ステーションおおい	大分市豊饒2丁目7番1号	097-574-7391
中部	大分市	清流苑訪問看護ステーション	大分市種具南谷141番地	097-529-2382
中部	大分市	セントケア訪問看護ステーション大分	大分市大字古国府201-1	097-543-1008
中部	大分市	たかはし訪問看護ステーション	大分市寒田1116番地の10	097-594-7122
中部	大分市	ナースセンター 笑福	大分市大字津守字船橋1221番地	097-589-5077
中部	大分市	ハートステーション	大分市大字光吉1430番地の27	097-568-7007
中部	大分市	判田訪問看護ステーション きらら	大分市上判田3433番地	097-597-0093
中部	大分市	ふわり訪問看護ステーション	大分市鷺野サンシャイン敷戸6-11富士ハイツA101	097-507-0837
中部	大分市	訪問看護くるみ	大分市畑中2丁目2番5-312号 P-BOX building	097-573-6556
中部	大分市	訪問看護ケアステーションかなた	大分市花津留1丁目1番30号 レモンエナジービル	097-576-9627
中部	大分市	訪問看護ステーション アケル	大分市政所2丁目18-28	097-576-7126
中部	大分市	訪問看護ステーションいずみ	大分市大在北1丁目12番12号	097-560-3963
中部	大分市	訪問看護ステーション いろは	大分市坂ノ市中央3丁目14番33号-1	097-575-1172
中部	大分市	訪問看護ステーションこころ	大分市大字千歳1951番地の2	097-556-8577
中部	大分市	訪問看護ステーション こころ	大分市大字松岡字平ノ迫537番2	097-574-6689
中部	大分市	訪問看護ステーションこころのケアセンター	大分市大在中央1丁目12番4号 メゾン芦刈Ⅱ401号	097-594-5546
中部	大分市	訪問看護ステーション言の葉	大分市富士見が丘西1丁目6番8号	097-574-4818
中部	大分市	訪問看護ステーション ことり	大分市萩原1丁目13番9号	097-576-9491
中部	大分市	訪問看護ステーション コルディアール大分	大分市大字津留1916番14の3つかさアーバン グリーン六本松103	097-574-8317
中部	大分市	訪問看護ステーションサクラサク	大分市大字津守376-1 第一奈良勘ビル102号	097-574-4715
中部	大分市	訪問看護ステーション デューン大分	大分市高城南町9番36号 サトウ高城103	097-585-5207
中部	大分市	訪問看護ステーションひこばゆ	大分市金池町2丁目12番18号ひこばゆビル3階	097-574-8630
中部	大分市	訪問看護ステーション ひとしずく	大分市大字下郡939番地の3	080-8592-5250
中部	大分市	訪問看護ステーションビートルズ	大分市城崎町2丁目2-29 アルパレスタ城崎102	097-547-9951
中部	大分市	訪問看護ステーション美晴	大分市横尾3541番地の22	090-7471-7950
中部	大分市	訪問看護ステーション 結び	大分市大字猪野166-3 レジデンスWAKO106号	097-574-8417
中部	大分市	訪問看護ステーションメイプル	大分市大字賀来北1丁目7番27号 オフィスパーク賀来8号	097-529-9559
中部	大分市	訪問看護ステーションめばえ	大分市大洲浜2丁目2番26号	097-576-9700
中部	大分市	訪問看護ステーションゆいまーる	大分市高江北2丁目4712-8	097-596-7765
中部	大分市	訪問看護ステーション りぼん	大分市星和台1丁目15番22号	097-574-7220
中部	大分市	訪問看護ナーシングプラス土谷 大分	大分市中央町1丁目4番22号 サクラヤビル402号室	050-3188-8957
中部	大分市	訪問看護リハステーション大分駅南	大分市東大道1丁目7番8号立花201	097-574-4508
中部	大分市	Re-Care大分訪問看護ステーション	大分市下郡中央2丁目4番11号 大分建設新聞社ビル2階	097-504-8651
中部	大分市	LuLuケア訪問看護ステーション	大分市古ヶ鶴1丁目11番30号 ベルディン古ヶ鶴103	097-576-7222

II 施設・事業所・医療機関

イ 精神通院医療を担当する指定医療機関

(イ) 訪問看護事業所(141事業所)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
中部	大分市	わさだ訪問看護ステーション	大分市大字市1213番地	097-541-7007
中部	大分市	1 Cushion	大分市下郡山の手3番50号	097-578-9391
中部	大分市	からだと心の訪問看護ステーション	大分市豊饒3-8-20	097-576-8272
中部	大分市	訪問看護ステーションあかり	大分市舞鶴町1丁目7-12 市川ビル202	097-578-7917
中部	大分市	訪問看護ステーション菜花	大分市政所2丁目7番5号 ENPLACE101号	097-579-6352
中部	大分市	訪問看護ステーションスパード	大分市長浜町2丁目11-18 コーポ中村	097-576-9599
中部	大分市	いまじん訪問看護ステーション	大分市三ヶ田町3丁目4番1号	097-529-5305
中部	大分市	合同会社ゆい結訪問看護ステーション	大分市寒田1125番地4 アクアテラスⅡ105	097-511-8831
中部	大分市	訪問看護ステーションReefおおい	大分市上野丘2-1-17	0975-74-9029
中部	大分市	あさがお訪問看護ステーション	大分市曲832-8	097-567-1188
中部	大分市	訪問看護ステーション木の葉	大分市古ヶ鶴1丁目5番8号アーバングリーン 古ヶ鶴101	097-560-2404
中部	大分市	訪問看護ステーションulu	大分市松岡5970番地の7	097-502-4976
中部	大分市	永富訪問看護ステーションやさしい木	大分市西大道4丁目3番20号ルーセント大道201	097-545-1717
中部	大分市	訪問看護ピエロ	大分市中春日町12番30号 エクセル中春日202	080-5259-8685
中部	大分市	訪問看護ステーション優	大分市岩田町3丁目10-18 エルエーベース104	097-511-7239
中部	大分市	訪問看護ステーションまなと	大分市高江中央3丁目4629番4	097-574-8777
中部	大分市	関愛会訪問看護ステーションよつば	大分市松岡1946番地	097-520-3888
中部	大分市	ORANGE-ACTナースステーション	大分市萩原1丁目2-47 第1南セメントビル102号	097-578-6090
中部	大分市	訪問看護ステーション心葉	大分市下郡3丁目12-30	097-567-8577
中部	大分市	訪問看護ステーションデューン南大分	大分市上宗方257番地AIビル301号室	097-574-9535
中部	大分市	訪問看護ステーションふわり	大分市二又町1丁目2-1 第二竹山ビル203	097-544-5777
中部	大分市	訪問看護ステーションはるか	大分市片島1044番地	097-574-6137
中部	津久見市	津久見市医師会訪問看護ステーションやすら木	津久見市大字千怒6111-1	0972-85-0101
中部	津久見市	訪問看護ステーションあい	津久見市地蔵町2830番地	0972-82-8442
中部	由布市	(独)地域医療機能推進機構 湯布院病院附属訪問看護ステーション	由布市湯布院町川南252番地	0977-84-3880
中部	由布市	訪問看護ステーションハンズ	由布市挾間町挾間612番地1	097-529-6486
中部	由布市	あかね訪問看護ステーション	由布市挾間町下市578番2 コーポ杉本102	090-3695-0847
中部	由布市	LA・LA訪問看護ステーション	由布市挾間町赤野814番地1	097-547-7244
中部	由布市	訪問看護ステーションメイプル	由布市挾間町下市102番地3	097-529-9559
中部	由布市	ゆずの木訪問看護ステーション	由布市湯布院町川上2713-2	0977-85-4625
南部	佐伯市	けいわ訪問看護ステーション佐伯	佐伯市東町27番12号	0972-28-5111
南部	佐伯市	佐伯市医師会訪問看護ステーション	佐伯市鶴谷町1丁目7番28号	0972-20-0172
南部	佐伯市	訪問看護ステーションさいき	佐伯市池船町30番13号	0972-28-5858
南部	佐伯市	訪問看護ステーション 佐伯の太陽	佐伯市駅前1丁目1番11号	0972-20-3988
南部	佐伯市	訪問看護ステーション すまいる	佐伯市中の島3丁目12-27	0972-28-8433
南部	佐伯市	訪問看護ステーション デューン佐伯	佐伯市中の島1丁目9番22号 メモリアル中の島101号室	0972-28-6705
南部	佐伯市	訪問看護ステーション長門	佐伯市鶴岡町1丁目11番59号	0972-24-3082
南部	佐伯市	訪問看護ステーション ほの花	佐伯市大字上岡1265番地2	0972-30-1240
南部	佐伯市	やよい・まちの訪問看護ステーション	佐伯市弥生大字上小倉154番地1	0972-25-3062
南部	佐伯市	訪問看護ステーションみそら大分	佐伯市内町2番28号2階	0972-30-1162
南部	佐伯市	訪問看護フローラ和	佐伯市長島町3丁目13-12	0972-24-1661
南部	佐伯市	独立行政法人地域医療機能 南海医療センター 附属訪問看護ステーション	佐伯市常盤西町7番8号	0972-22-9500

II 施設・事業所・医療機関

イ 精神通院医療を担当する指定医療機関

(イ) 訪問看護事業所(141事業所)

圏域	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
豊肥	豊後大野市	すこやか訪問看護ステーション	豊後大野市緒方町馬場276番地	0974-42-4137
豊肥	豊後大野市	みえ訪問看護ステーション	豊後大野市三重町赤嶺1259番地	0974-22-2222
西部	日田市	ニチイケアセンター日田訪問看護ステーション	日田市三芳小淵町36番	0973-27-6513
西部	日田市	ニチイケアセンター日田訪問看護ステーション	日田市三芳小淵町36番	0973-27-6513
西部	日田市	日田市医師会立訪問看護ステーション	日田市田島2丁目3-28	0973-22-6299
西部	日田市	訪問看護ステーション いわさと	日田市大字高瀬16番地の18	0973-22-1600
西部	日田市	訪問看護ステーションReefひた	日田市田島1丁目7番23号	0973-29-8030
西部	日田市	あおい訪問看護ステーション	日田市田嶋745番地13	0973-29-8285
西部	日田市	訪問看護ステーション訪問看護ほうどう	日田市十二町726番地の5	0973-22-7131
西部	日田市	済生会まほろば訪問看護ステーション	日田市三和643番地7	0973-24-1100
北部	中津市	訪問看護ステーションあずき	中津市永添2751-9	0979-53-9996
北部	中津市	訪問看護ステーション デューン 中津	中津市豊田町6-20 AXISONE 2F A号	0979-24-0125
北部	中津市	訪問看護ステーション ひびき 中津	中津市沖代町1丁目4-33	0979-64-7895
北部	中津市	訪問看護ステーションいちょう並木	中津市永添510番地	0979-24-1632
北部	中津市	will訪問看護ステーション	中津市相原3797番地3	0979-23-2231
北部	宇佐市	セントケア訪問看護ステーション宇佐	宇佐市大字四日市1469番1	0978-34-9005
北部	宇佐市	訪問看護ステーション宇佐	宇佐市大字下高451番地の5	0978-25-4891
北部	宇佐市	訪問看護ステーションえにし	宇佐市大字上高家1348番地	0978-25-6784
北部	宇佐市	はぴりい訪問看護ステーション	宇佐市上田372-5	0978-25-9530
北部	宇佐市	訪問看護ステーション夢	宇佐市大字別府16番地の5	0978-25-7876